

タイトル	被疑者勾留の要件に関する一考察：統計的推論による罪証隠滅の判断基準
著者	石田，真紀子；ISHIDA, Makiko
引用	北海学園大学法学研究，55(4)：180-130
発行日	2020-03-30

研究ノート

被疑者勾留の要件に関する一考察
—— 統計的推論による罪証隠滅の判断基準 ——

石 田 真紀子

はじめに

第1章 現行刑事訴訟法における被疑者の身体拘束制度

- 1 被疑者勾留の要件と手続
- 2 2000年以降の逮捕・勾留の運用状況
- 3 最高裁平成26年決定¹

第2章 被疑者勾留のための理論的根拠

- 1 刑事司法のための権利制約の合理性
- 2 被疑者の法的地位と勾留の目的
- 3 被疑者勾留のための理論的根拠

第3章 罪証隠滅のおそれの判断基準についての検討

- 1 罪証隠滅のおそれの判断構造
- 2 評価シートの作成と判例抽出・集計
- 3 有意性検定による分析結果

第4章 考察

- 1 罪証隠滅のおそれの判断基準
- 2 人質司法批判の妥当性
- 3 必要性の判断と勾留手続
- 4 評価対象判例の概観

おわりに

はじめに

勾留は、被疑者・被告人を拘禁する裁判及びその執行であり、身体
の自由という憲法が定める基本的人権に直接かかわる強制処分であるか
ら、その運用は適正に行われる必要がある。特に被疑者勾留は、公訴提
起により被告人勾留となり身体拘束の「入口」となることから、その勾
留の可否を決定する要件は明確かつ、厳格に判断されなければならない。

現行刑事訴訟法では、被疑者勾留は被疑者の取調べを目的とするもの
ではないとされているが、実務上身体拘束中の被疑者には取調受忍義務

がある²とされているため、起訴前の逮捕・勾留期間が取調べのために積極的に利用されている³という批判や、被疑者・被告人が否認あるいは黙秘を示せば勾留し、あるいは保釈を認めない傾向があり、それが被疑者・被告人の黙秘権や防御権を制約するものとして機能しているとの「人質司法」批判⁴がなされている。そして、厳格に判断されなければならない勾留の要件とされる勾留理由についても、罪証隠滅の危険が具体的根拠に基づく現実的危険としてではなく、一般的・抽象的なおそれとして認められるなど厳格さに欠ける運用があり、裁判官のコントロールが有効に機能していないという批判⁵がある。

刑事訴訟法 60 条 1 項が定める勾留要件のうち、「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由」の判断は、勾留要件中、最も困難であり実務上裁判官が悩むことが多いとされているが、勾留の可否判断の際、何をどのように判断しているのか、その客観的な判断基準が曖昧である。また、その手続においては、勾留決定のための勾留質問に弁護人を立ち会わせる権利を認めた規定は刑事訴訟法にはない。決定の際、事実の取調べをすることができる規定を置いてはいるが、裁判官の裁量に委ねられていることから、被疑者が検察官提出の資料の内容と異なる陳述をした場合でも勾留決定の迅速性が強調され、それ以上の取調べがされることは稀であり、また、捜査の秘密を理由にして勾留要件を基礎づける証拠が被疑者・弁護人に開示されることもない⁶など、勾留決定・審査手続の在り方が不透明である。

本稿は、被疑者の勾留の可否において、裁判官の裁量に委ねられている「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由（以下、「罪証隠滅のおそれ」）」の判断が、どのように判断されているのかの判断基準について、統計的推論により明確にしたうえで考察を行ったものである。

本稿の構成は、第 1 章において、現行刑事訴訟法における被疑者の身体拘束制度である勾留の要件及びその手続について整理後、近年の統計から逮捕・勾留の運用状況を概観し、その運用状況に影響を与えたとされる最高裁平成 26 年決定の意義を確認する。

第 2 章において、憲法的視座から刑事手続の基本原則及びその合理性、学説における無罪推定原則の適用領域の検討を踏まえ、被疑者の法的地位と勾留の目的及びその理論的根拠について考察し、被疑者勾留の理念を考えたい。

第 3 章では、勾留要件の中でも判断が困難とされている罪証隠滅のお

その判断構造を分析し、そこから導き設定した判断項目を列記した評価シートを作成した上で、抽出した判例をあてはめ、判例において罪証隠滅のおそれの判断に影響を与えている要因について有意性検定を用いて分析を行う。

第4章において、第1章から第3章までを踏まえたうえで、判例における罪証隠滅の判断基準について考察を行うこととする。

第1章 現行刑事訴訟法における被疑者の身体拘束制度

本章では、現行刑事訴訟法における被疑者の身体拘束制度である勾留の要件及びその手続についてそれぞれ確認を行う。次いで、2000年以降の統計から逮捕・勾留の運用状況について整理し、その運用状況に影響を与えた最高裁平成26年決定の意義を確認する。

1 被疑者勾留の要件と手続

勾留とは、被疑者・被告人を刑事施設に拘禁する裁判及びその執行である。現行刑事訴訟法では、被告人の勾留に関する規定が被疑者の勾留にも準用されている。

(1) 被疑者勾留の要件⁷

刑事訴訟法60条1項は、被告人に「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」（犯罪の嫌疑）が認められ、かつ「定まった住所を有しない」こと（1号）、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」こと（2号）、および「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある」こと（3号）のうち一つでも該当する場合に裁判所は勾留することができる」と規定している。この、犯罪の嫌疑があることを前提として、住所不定、罪証隠滅のおそれ、逃亡のおそれのうち、少なくとも一つの事情が認められる場合に「勾留の理由」があると判断される。しかし、60条1項各号の事由がある場合でも、「勾留の必要性」がなければ勾留は許されない。

この「勾留の必要性⁸」とは、勾留の相当性、すなわち、右勾留の理由がある場合において、なお、公共の福祉と被疑者個人の基本的人権の保障とを比較衡量し、被疑者を勾留することが相当であると認められることを意味する⁹とされている。また、勾留の必要性については、条文

中に規定されていないが、刑事訴訟法 87 条 1 項が「勾留の必要がなくなったとき」には勾留を取り消さなければならないとしていることから、当初から必要性がない場合は、勾留することは許されず、その場合は勾留請求を却下できると解されており、したがって、勾留の必要性が勾留の要件であることについて、実務上も学説上も異論はない¹⁰。

刑事訴訟法 60 条 1 項 2 号の罪証隠滅のおそれとは、証拠に対して不正な働きかけを行い、終局的判断を誤らせたり、捜査や公判を紛糾するなどのおそれがあるという意味で、このおそれは、抽象的可能性では足りず、具体的な資料に基づいた当該事案における具体的蓋然性であることを要する¹¹とされている。この要件は、過去または現在の諸事情を資料に将来の見込みを判断するという予測的蓋然的判断であり、しかも勾留請求段階においては、事案の全体像や争点が未だ明らかでないこともあることから、勾留要件中最も判断が困難なものである¹²が、勾留の可否判断においては、勾留の理由のうち罪証隠滅のおそれの有無が中心的な問題となり、その判断が多く的事案で勾留の可否を左右することとなる¹³。

(2) 被疑者勾留の手続

被疑者の勾留は、被疑者に対して、裁判官が被疑事実を告げ、被疑者の言い分を聴くという勾留質問を経なければ、これを行うことはできない。これは、勾留が被疑者の身体的自由を相当期間拘束する裁判であることから、憲法 31 条の適正手続の要請を受け不要不当な勾留を未然に防止するためであると考えられている。しかし、被疑事件について、陳述を聴くというのは、陳述の機会を与えるということであり、必ず陳述を聴かねばならないということではなく¹⁴、また、勾留質問の際には、憲法 34 条の趣旨を受け、弁護人及び国選弁護人の選任請求権の教示も行われる¹⁵が、勾留質問に弁護人の立会権を認めた規定は刑事訴訟法ではなく、権利としての弁護人の立会が保障されているわけではない。

2 2000年以降の逮捕・勾留の運用状況¹⁶

(1) 逮捕総数と勾留の処理状況¹⁷

表 1 は、2000 年（平成 12 年）から 2017 年（平成 29 年）までの逮捕総数と勾留の認容数・請求率及び却下率を示したものである。逮捕総数は、2006 年にピーク（159,908 件）を迎えて以降減少しているが、勾留

請求率は、2003年に94.0%に達しそれ以後も高止まり状態を示している。すなわち、一旦逮捕された被疑者は9割以上が勾留請求される状況を維持している。一方、勾留却下率は、勾留請求数に大きな変化がないにもかかわらず、ここ1、2年で大きく上昇している。

表1. 逮捕総数と勾留認容数・請求率・却下率

	逮捕総数 A	逮捕後釈放 B	勾留認容数 C	却下数 D	勾留請求数 E : C + D	勾留請求率 F : E / (A - B)	却下率 G : D / E
2000年	119,253	5,164	105,205	189	105,394	92.4%	0.18%
2001年	130,968	5,554	115,391	234	115,652	92.2%	0.20%
2002年	135,475	5,238	121,489	207	121,696	93.4%	0.17%
2003年	143,310	5,639	129,207	138	129,345	94.0%	0.11%
2004年	154,617	6,282	138,540	360	138,900	93.6%	0.26%
2005年	158,308	6,550	141,148	495	141,643	93.3%	0.35%
2006年	159,908	7,098	141,775	497	142,272	93.1%	0.35%
2007年	153,790	6,791	136,113	572	136,685	93.0%	0.42%
2008年	143,027	6,555	126,544	868	127,412	93.4%	0.68%
2009年	138,195	7,286	120,870	941	121,811	93.1%	0.77%
2010年	138,055	7,924	120,274	1,124	121,398	93.3%	0.93%
2011年	132,295	7,545	114,567	1,237	115,804	92.8%	1.07%
2012年	127,353	7,324	110,373	1,326	111,699	93.1%	1.19%
2013年	129,644	7,824	112,047	1,570	113,617	93.3%	1.38%
2014年	127,443	8,103	109,686	1,790	111,476	93.4%	1.61%
2015年	125,767	8,141	106,806	2,452	109,258	92.9%	2.24%
2016年	126,091	7,638	106,979	2,866	109,845	92.7%	2.61%
2017年	122,550	8,061	102,089	3,580	105,669	92.3%	3.39%

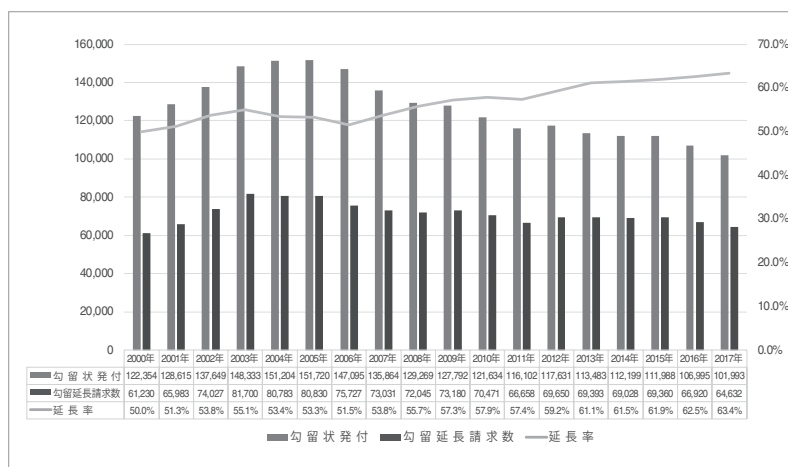
(2) 勾留延長状況¹⁸⁾

図1は、全裁判所における勾留延長請求数・延長率を示したものである。

刑事訴訟法は208条2項において「やむを得ない事由があると認めるときは」、被疑者勾留を延長することができると定めている。この「やむを得ない事由」とは捜査を継続しなければ起訴・不起訴の決定処分ができないこと、被疑者・被疑事実の多さや事件の複雑性などから最初の

勾留期間内に必要な捜査が終了しなかったこと、勾留を延長すれば必要な捜査が完了することの要件がそろっていることであるとされている¹⁹。図1に示すとおり、2005年以降勾留状発付数は減少しているが勾留請求延長率は上昇し、2000年と直近の2017年を比べると13.4ポイント高くなっている状況である。このことは、一度勾留決定されればその6割以上が勾留延長とされ、勾留が長期化する危険を孕んでいることを示している。

図1



(3) 裁判所別運用状況²⁰

表2及び図2は、地方裁判所と簡易裁判所における勾留の運用状況を示したものである。2000年と直近の2017年で却下率を比較すると、地裁では7.76ポイント、簡裁では2.29ポイントとそれぞれ上昇している。しかし、地裁と簡裁の格差は2000年当初は0.6ポイントであったが、2017年では6.07ポイントまで拡大している状況である。

表 2-1. 勾留運用状況（地方裁判所）

	発付 A	却下 B	取下げ C	請求 D : A+B+C	却下率 E : B / D
2000年	59,927	455	1	60,383	0.75%
2001年	63,336	503	10	63,849	0.79%
2002年	66,558	468	7	67,033	0.70%
2003年	73,434	433	5	73,872	0.59%
2004年	74,214	621	2	74,837	0.83%
2005年	73,172	578	5	73,755	0.78%
2006年	67,664	843	4	68,511	1.23%
2007年	60,510	1,096	3	61,609	1.78%
2008年	55,527	1,119	3	56,649	1.98%
2009年	49,899	1,162	14	51,075	2.28%
2010年	46,189	1,264	3	47,456	2.66%
2011年	43,988	1,277	2	45,267	2.82%
2012年	45,289	1,734	2	47,025	3.69%
2013年	43,268	1,758	2	45,028	3.90%
2014年	42,306	2,264	1	44,571	5.08%
2015年	42,441	2,838	5	45,284	6.27%
2016年	41,773	3,025	1	44,799	6.75%
2017年	39,958	3,717	1	43,676	8.51%

図 2-1

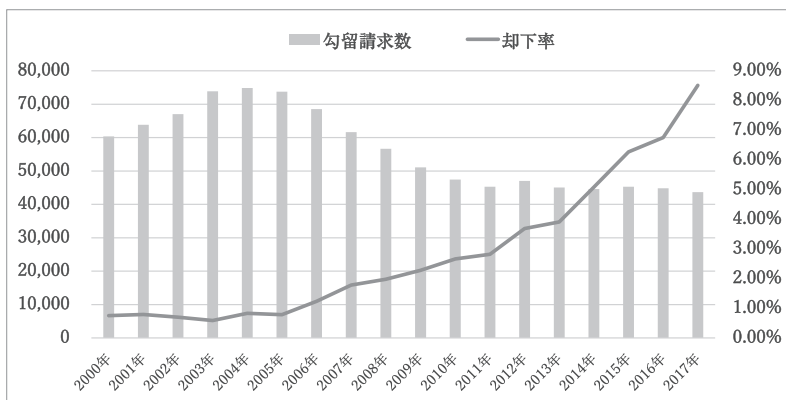
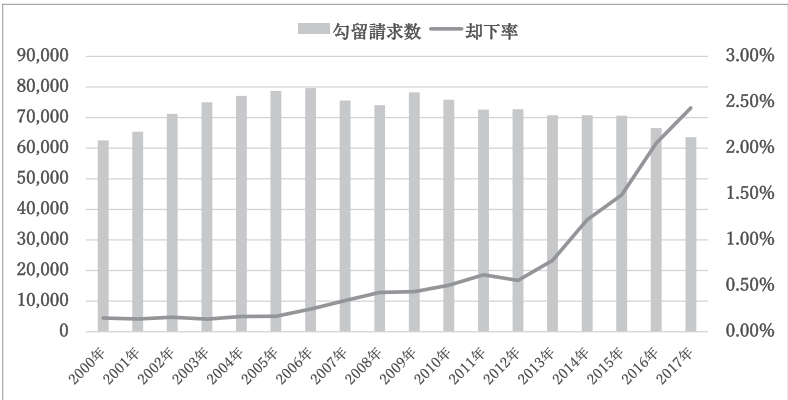


表 2-2. 勾留運用状況（簡易裁判所）

	発付 A	却下 B	取下げ C	請求 D : A+B+C	却下率 E : B / D
2000年	62,427	94	12	62,533	0.15%
2001年	65,279	91	9	65,379	0.14%
2002年	71,091	113	3	71,207	0.16%
2003年	74,899	103	8	75,010	0.14%
2004年	76,990	128	18	77,136	0.17%
2005年	78,548	133	9	78,690	0.17%
2006年	79,431	196	5	79,632	0.25%
2007年	75,354	257	7	75,618	0.34%
2008年	73,742	317	9	74,068	0.43%
2009年	77,893	342	16	78,251	0.44%
2010年	75,445	384	4	75,833	0.51%
2011年	72,114	450	34	72,598	0.62%
2012年	72,342	407	10	72,759	0.56%
2013年	70,215	550	5	70,770	0.78%
2014年	69,898	863	11	70,772	1.22%
2015年	69,547	1,053	13	70,613	1.49%
2016年	65,222	1,369	1	66,592	2.06%
2017年	62,035	1,551	5	63,591	2.44%

図 2-2



(4) 地域別運用状況²¹

表3及び図3は高等検察管内における東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松地検でのそれぞれの勾留運用状況を示したものである。2017年で比較すると東京地検の勾留却下率が圧倒的に高く、次に大阪、福岡、名古屋、仙台、札幌、高松、広島と続いている。なお、図4は東京地検と札幌地検のみを抽出したものである。

表3. 地域別運用状況

			2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
東京地検	勾留	許可	25486	22253	19960	19845	17575	17566	18031	17422	16743	17562	16481	15906
		却下	407	601	572	688	703	705	914	1056	1239	1373	1527	1679
		東京地検請求数	25,893	22,854	20,532	20,533	18,278	18,271	18,945	18,478	17,982	18,935	18,008	17,585
		東京地検却下率	1.57%	2.63%	2.79%	3.35%	3.85%	3.86%	4.82%	5.71%	6.89%	7.25%	8.48%	9.55%
大阪地検	勾留	許可	10575	9598	9657	9731	9374	9418	9825	9135	8653	7943	7891	7399
		却下	16	15	17	13	13	20	25	31	52	88	261	308
		大阪地検請求数	10,591	9,613	9,674	9,744	9,387	9,438	9,850	9,166	8,705	8,031	8,152	7,707
		大阪地検却下率	0.15%	0.16%	0.18%	0.13%	0.14%	0.21%	0.25%	0.34%	0.60%	1.10%	3.20%	4.00%
名古屋地検	勾留	許可	7494	6915	6370	6634	6157	6114	6259	6606	6780	7502	7458	7599
		却下	11	12	22	10	17	10	19	17	38	85	124	209
		名古屋地検請求数	7,505	6,927	6,392	6,644	6,174	6,124	6,278	6,623	6,818	7,587	7,582	7,808
		名古屋地検却下率	0.15%	0.17%	0.34%	0.15%	0.28%	0.16%	0.30%	0.26%	0.56%	1.12%	1.64%	2.68%
広島地検	勾留	許可	3009	2778	2621	2577	2749	2624	2725	2860	2553	2418	2244	2211
		却下	2	1	6	5	7	11	14	10	24	39	38	21
		広島地検請求数	3,011	2,779	2,627	2,582	2,756	2,635	2,739	2,870	2,577	2,457	2,282	2,232
		広島地検却下率	0.07%	0.04%	0.23%	0.19%	0.25%	0.42%	0.51%	0.35%	0.93%	1.59%	1.67%	0.94%
福岡地検	勾留	許可	6320	5923	5872	5824	5751	5161	5089	4906	4886	5280	4952	4734
		却下	9	20	32	38	67	102	73	46	40	106	137	137
		福岡地検請求数	6,329	5,943	5,904	5,862	5,818	5,263	5,162	4,952	4,926	5,386	5,089	4,871
		福岡地検却下率	0.14%	0.34%	0.54%	0.65%	1.15%	1.94%	1.41%	0.93%	0.81%	1.97%	2.69%	2.81%
仙台地検	勾留	許可	1685	1890	1837	1934	2051	1483	1880	1726	1863	1966	1671	1639
		却下	7	6	15	5	16	26	14	11	15	35	33	42
		東京地検請求数	1,692	1,896	1,852	1,939	2,067	1,509	1,894	1,737	1,878	2,001	1,704	1,681
		東京地検却下率	0.41%	0.32%	0.81%	0.26%	0.77%	1.72%	0.74%	0.63%	0.80%	1.75%	1.94%	2.50%
札幌地検	勾留	許可	3810	3548	2943	3001	2943	2761	2546	2486	2415	2302	2254	2309
		却下	12	27	20	14	19	32	25	19	22	22	15	48
		札幌地検請求数	3,822	3,575	2,963	3,015	2,962	2,793	2,571	2,505	2,437	2,324	2,269	2,357
		札幌地検却下率	0.31%	0.76%	0.67%	0.46%	0.64%	1.15%	0.97%	0.76%	0.90%	0.95%	0.66%	2.04%
高松地検	勾留	許可	980	983	907	997	1007	885	996	927	997	989	904	808
		却下	2	2	5	20	17	6	4	8	10	7	8	15
		高松地検請求数	982	985	912	1,017	1,024	891	1,000	935	1,007	996	912	823
		高松地検却下率	0.20%	0.20%	0.55%	1.97%	1.66%	0.67%	0.40%	0.86%	0.99%	0.70%	0.88%	1.82%

図 3

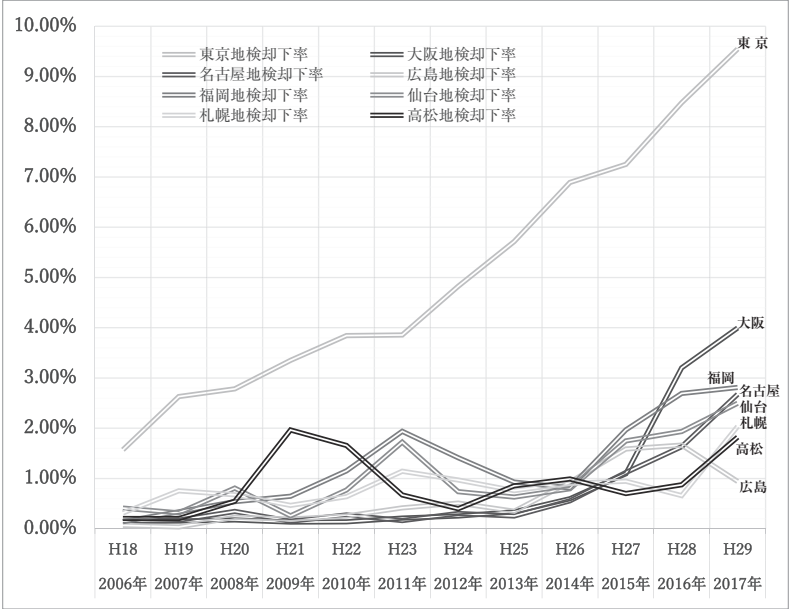
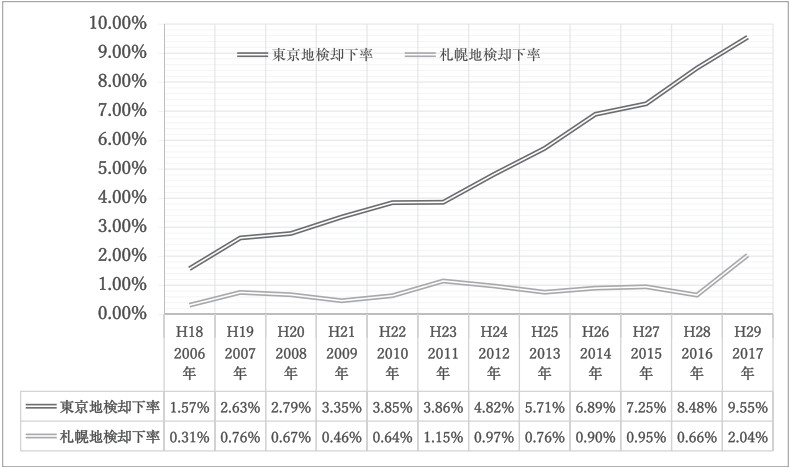
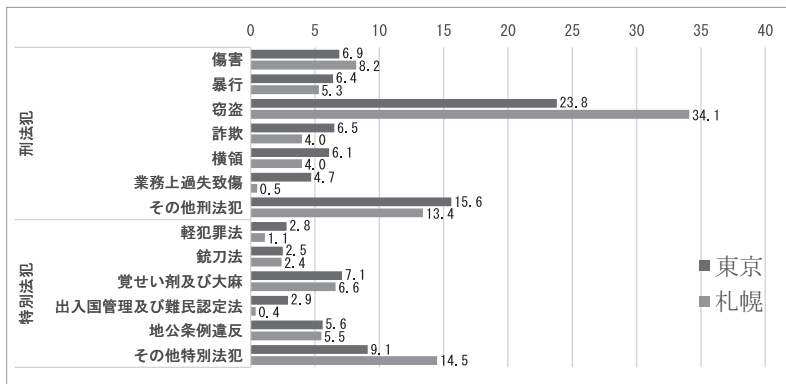


図 4



東京地検と札幌地検での却下率の差は 2017 年で 7.51 ポイントとなっており、2006 年と比較してもその格差は拡大している。この格差は地裁と簡裁の格差より大きく、東京は札幌の 5 倍近い却下率を示している。その要因として東京と札幌では勾留請求数が大きく異なるため、却下率に影響を与える可能性は考えられるが、経年でみると東京では請求数が減少しているにもかかわらず却下率は上昇傾向であるのに対し、札幌では請求数・却下率とも大きな変化は見られない。なお、図 5 に示すとおり、東京と札幌では罪名別被疑事件の通常受理人員²²に大きな違いは見られなかった。

図 5



以上、2000 年以降の逮捕・勾留の運用状況から言及することができるのは、経年的に逮捕総数が減少している中、勾留請求率は 9 割以上を維持し、勾留却下率及び勾留延長率は上昇していること、また、勾留却下率は上昇しているが、地方裁判所と簡易裁判所、及び地域の格差は年を追うごとに拡大しているということである。

これまで現行刑事訴訟法の下、逮捕・勾留の要件及び手続に関する規定の改正は行われていないにもかかわらず、却下率が変化しているのは、勾留の運用における裁判官の姿勢が変化し司法審査が厳格になってきたことが要因のひとつであると言われている²³。その一方、「地裁と簡裁の格差」や「都市部と地方の格差」、更には「裁判官個人の格差」などが指摘²⁴され「却下率の格差」というべき問題が生じているところであり、このことは、本稿の統計が示す勾留の運用状況からもみても明らかである。

3 最高裁平成26年決定²⁵

(1) 事実の概要

本件は、会社員である被疑者が「平成26年11月5日午前、京都市営地下鉄烏丸線を走行中の車両内で、当時13歳の女子中学生に対し、右手で右大腿付近及び股間をスカートの上から触った」とされる通勤通学車両内における京都府迷惑防止条例違反事件である。被疑者は上記事実により逮捕され、検察官が勾留請求したが、原々審は、勾留の必要性がないとして勾留請求を却下した。これに対し検察官が直ちに準抗告をし、同日の準抗告審決定²⁶は、「被疑者と被害少女の供述が真っ向から対立しており、被害少女の被害状況についての供述内容が極めて重要であること、被害少女に対する現実的な働きかけの可能性もあることからすると、被疑者が被害少女に働きかけるなどして、罪体について罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があると認められる」とし勾留の必要性を肯定し、勾留状を発した。これに対して被疑者側が特別抗告したのが本件である。

(2) 決定要旨

最高裁第一小法廷は、職権で以下のように判示して原決定を破棄し、検察官の準抗告を棄却した²⁷。

「被疑者は、前科前歴のない会社員であり、原決定によっても逃亡のおそれが否定されていることなどに照らせば、本件において勾留の必要性の判断を左右する要素は、罪証隠滅の現実的可能性の程度と考えられ、原々審が、勾留の理由があることを前提に勾留の必要性を否定したのは、この可能性が低いと判断したものと考えられる。本件事案の性質に加え、本件が京都市内の中心部を走る朝の通勤通学時間帯の地下鉄車両内で発生したもので、被疑者が被害少女に接触する可能性が高いことを示すような具体的な事情がうかがわれないことからすると、原々審の上記判断が不合理であるとはいえないところ、原決定の説示をみても、被害少女に対する現実的な働きかけの可能性もあるというのみで、その可能性の程度について原々審と異なる判断をした理由が何ら示されていない。」

(3) 本決定の意義

本決定は、勾留状を発した準抗告審決定において罪証隠滅のおそれが

本件の勾留理由となっていることを前提に「罪証隠滅の現実的可能性」の程度を考慮要素として勾留の必要性判断が行われるべきであるという枠組みに従って判断している²⁸。すなわち、勾留理由については抽象的な「罪証隠滅のおそれ」で足りるとしながらも、勾留の必要性判断においては「罪証隠滅の現実的可能性」が必要であるとした。

本決定は、勾留の要件のうち争点となることが多い「罪証隠滅のおそれ」について、その可能性が「現実的」といえる程度に高いことを要することを明示し、勾留要件判断において硬直的となることなく個別の事案に即した現実的な判断を行う姿勢を強く求めるとともに、下級審に対しては、否認事件であってもそれを理由として安易に勾留を認めることを戒め、勾留に対して、慎重かつ抑制的な判断をするべきであることを示したと考えられる。

第2章 被疑者勾留のための理論的根拠

被疑者の身体を拘束する勾留とは何のためにあるのか。罪を犯したことにより身体拘束されるのは刑罰である。刑罰は正当な手続を経た有罪の裁判によって科せられ、その身体拘束による権利制約もその者が犯した犯罪に見合うものとして一定の意味を持つ。しかし、被疑者・被告人はまだ有罪・無罪の裁判を受けていない、すなわち裁判所によって罪を犯したかどうか判定されていない無罪と推定される者である。その者がなぜ、身体の拘束を受けなければならないのか。本章では、憲法的視座から、刑事手続の基本原理及びその合理性について概観し、学説における無罪推定原則の適用領域について検討する。それを踏まえ、被疑者の法的地位と勾留の目的を明らかにし、その目的から勾留を正当化できる合理性があるのか、その理論的根拠について検討する。

1 刑事司法のための権利制約の合理性

(1) 憲法における刑事手続の基本原理

刑事司法制度は、犯罪事実を明らかにするため捜査活動を通して証拠を収集し、犯罪を犯したと思料される者を特定し、裁判を経てその者に対し国家の刑罰権を実現する手続である。それは、捜査段階における証拠の収集・確保、被疑者の特定・身柄確保のため、また裁判所における公判手続を迅速に行うために、個人の権利・利益を制約することとな

る。そして、ひとたび有罪の判決を受けると、執行猶予がつかない限り刑事収容施設に収容され自由刑という刑罰を執行されることになる。自由刑は犯罪を要件として公権力によって科される人権の制約であるから、国家が国民の人権を制約する時は、その要件、根拠、および制約の限界が明確にされなければならない。公権力の発動である限り、常に人権との抵触が範疇的に予定されているというべき²⁹だからである。

憲法 13 条は、立法・司法・行政のあらゆる国家活動において、人権の最大限の尊重を規定し命じている。これを受け、国家の刑罰権の発動に対する保護規定とされる憲法 31 条は、適正手続主義（デュープロセス主義）を採用している。適正手続主義は、人権尊重の原理を踏まえて被疑者・被告人の人権を最大限に尊重すること、したがって、その不利益を最小限に制約しようとする立場である。それゆえ、ここでは、誤って無実の罪に泣く人間を一人でもつくり出すことがないよう、無罪推定原則、弾劾主義、当事者主義が当然とされ、被疑者・被告人は捜査機関から独立した対等の存在とされ、刑事手続は被疑者・被告人の人権を尊重しその防御活動に最大の便宜をはかることが要請される³⁰のである。その基本原理は、「受刑者も一般市民と同様にすべての憲法上の権利及び自由を享受し得る主体であり、それらを制約するためには、国家の刑罰目的を達成するための必要最小限度の制限（比例原則：L R A 原則）が法規によって根拠づけられている場合でなければならない」とする。

しかし、憲法は刑事人権に関する最低限の保障であり、これを超えてどこまでその保障を広げるかは、刑事訴訟法に託されたところであり、その憲法の精神は、望まれながらも現在の刑事訴訟法は十分に対応できているとはいえない。平野博士は「刑事訴訟法の規定を検討してみると、必ずしも憲法の規定が、その骨組となっていないよう思われる。もちろん、憲法の規定は無視されていない。しかし、刑事訴訟法は、文理上憲法と衝突しない限度で憲法の規定を採り入れているだけで、憲法の規定の実質が刑事訴訟法の骨肉となっているとは必ずしもいえない³²。」とし、アメリカの刑事訴訟法では、逮捕された被疑者は、ただちに裁判官のところに引致され、弁護人依頼権や保釈の権利、拘禁の理由を知る権利ないし予備審問の権利を持っているのに対し、アメリカ法的思想を背景に制定された日本の現行刑事訴訟法には、逮捕された被疑者の裁判官引致、起訴前保釈、予備審問の権利についての規定がないこと、絶対権であるべき接見交通権に関し捜査機関による接見指定を認める規定の

存在及びその運用を問題視している³³。

被疑者と弁護人等との接見交通権の制限規定である刑事訴訟法 39 条 3 項の憲法適合性が争われた事案において、最高裁³⁴は「憲法は刑罰権の発動ないし刑罰権発動のための捜査権の行使が国家の機能であることを当然の前提とするものであるから、被疑者と弁護人等との接見交通権が憲法の保障に由来するからといって、これが刑罰権ないし捜査権に絶対的に優先するような性質のものということとはできない。そして、捜査権を行使するためには、身体を拘束して被疑者を取り調べる必要性が生じることもあるが、憲法はこのような取調べを否定するものではないから、接見交通権の行使と捜査権の行使との間に合理的な調整を図らなければならない。」と合憲性を前提としたうえ、その要件については、「刑事訴訟法 39 条の立法趣旨、内容に照らすと、捜査機関は、弁護人等から被疑者との接見等の申出があったときは、原則としていつでも接見の機会を与えなければならないのであり、同条 3 項本文にいう『捜査のために必要があるとき』とは、右接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られ」と説示している。「捜査のために必要があるとき」が捜査の中断による支障が顕著な場合のみに限られるとしても、「捜査の必要性」を理由に弁護人との接見交通権を制限するわが国の被疑者取調べの実態は、国際人権法³⁵の観点からみても特異なものであり、国際人権法の水準から乖離したものである³⁶との指摘がある。

(2) 無罪推定原則の適用領域

日本国憲法には、無罪推定の原則を規定した条文はない。しかし、一般的には、憲法 31 条を適正手続条項と理解し、そこに無罪推定原則も含まれると解されている³⁷。刑事訴訟法においても、無罪推定の原則から派生した「疑わしきは被告人の利益に」の原則が妥当することは、刑事訴訟法 336 条が「被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。」と定めていることから読み取ることができる。したがって、検察官がその公訴に係る犯罪を構成する要素すべてに渡って、実質的挙証責任を負うこととなっている。

しかし、この原則の具体的な現れ方として、つまり身体拘束に対しどのような規制を課すかについて、学説は概ね二つに分かれている。第一の説は、その適用領域を証拠法の領域に限定して理解する立場³⁸、つま

りこの法規範性はプログラムのであり、権利制約に対して訓示的な意味しか持たないとする立場と、第二の説は、この原則の法規範性を承認する限りにおいては、刑事司法のすべての領域においてこの原則が妥当するという立場³⁹、つまり権利制約は憲法違反であり無効とすべきであるとする立場である。

さらに、第一の説は、被疑者・被告人の地位において見解を異にし、「被疑者・被告人を自由な市民とまったく同一に取り扱うわけにはゆかないことは自明の理であり、かれの『自由』は、刑事手続の進展に応じて制約を受ける。したがって、『無罪の推定』は、被疑者・被告人の処遇の原理としてみるときは、その自由をできるだけ尊重し、制約を必要最小限に止めるべきだ」という規範にすぎない。」とする見解⁴⁰と、被疑者・被告人には、「その嫌疑の程度に応じた特別な権利の制約は当然にありうる」ことを前提としたうえで「被疑者・被告人であることによる特別な権利制限そのものは認められるが、一般市民とできる限り同じ扱いをすべきである」という観点からは、その自由の制約を必要最小限度にすべきであるという要請が働く。つまり、ここでは無罪推定の原則が比例原則というかたちで現れてくることになる。」とする見解⁴¹に分かれている。

また、第二の説の立場は、無罪推定の原則によって、被疑者・被告人には本来罪がない者としての自由があることを基礎として、権利制約の在り方は無罪推定原則によって終始抑制されることになる。苟も、身体拘束を刑事訴訟法上の制度とする場合であっても、それは例外的な最終的なものと位置づけなければならないとし、そこから導きだされるのは、身体不拘束の原則⁴²であるとする。

(3) 刑事司法のための身体拘束の合理性

憲法における刑事手続の基本原理の実現は、現行の刑事訴訟法では十分とはいえない。しかし立法措置に依拠することなくその実現を目指すためには、刑事司法において権利を制約する場合は、少なくとも、国家刑罰権の発動について合理性があり、さらにその制約は、比例原則に照らし必要最小限度の制限でなければならない。憲法 34 条は、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は直ちに本人及びその弁護人の出

席する公開の法廷で示されなければならない。」と規定し、身体拘束の手続的条件として「理由を直ちに告げられる」と「直ちに弁護人に依頼する権利を与えられる」ことを示し、更に「正当な理由」がなければ「拘禁」することができないと定めている。そして憲法 34 条の規定を受け、刑事訴訟法は勾留の要件を定めている。

勾留は、人身の自由に対する制約である。しかもそれは、無罪推定を受けるべき被疑者・被告人に対する権利制約であって、犯罪に対する刑罰としての権利制約ではない。であれば、そのような身体拘束という権利制約は、正当な目的のために、必要やむを得ない範囲内（最小限度）に限ってのみ合理性を許容されるのではないだろうか。

2 被疑者の法的地位と勾留の目的

(1) 被疑者の法的地位

被疑者は、刑事手続において、供述の自由を有する防御する主体である一方、嫌疑をかけられその刑事責任を追及されるという意味で、事実の解明のために供述証拠を提供する証拠方法としての性格も有する⁴³。

刑事訴訟法では、いつから「被疑者」という法的地位が開始するか条文上明確に規定していないが、判例⁴⁴はその始期について「告訴・告発・請求・自首・現行犯逮捕によって捜査手続が始まった事件については、これが捜査機関に知られた時から被疑者となると解されるが、単に捜査官が主観的に疑念を抱いて取調べをしたというだけではならず、捜査官が犯人としてその者の刑事責任の存否を決めるための手続を開始したと客観的に認められる時から、被疑者となる。」とし、また刑事訴訟法 39 条 1 項の「被疑者」該当性については「犯罪の嫌疑や捜査機関の捜査行為、検察官の処分等に係る事実を照らして客観的に判断すべきであり、捜査機関が、特定の者に対する具体的な犯罪の嫌疑に基づいて、取調べ等の具体的な捜査行為を開始した場合には、その開始時点において当該者は『被疑者』に当たると解すべきである⁴⁵。」としている。学説では、「実質的には、具体的な犯罪の嫌疑が特定の人に集中して、捜査機関がその者が犯人であろうと推測したときに被疑者となる。」とされている⁴⁶。

被疑者は刑事手続において防御する主体としての当事者であり、かつ、他方で事実解明のための供述証拠を提供する客体（情報源）としての性格がある。この当事者としての性格と証拠方法としての性格のどち

らを重視するかについては、捜査手続のあり方をどのように捉えるかによって大きな違い⁴⁷がある。

かつて旧刑事訴訟法では糾問的捜査観の下、職権主義を採用し、捜査を捜査機関による被疑者取調べを中心とした事実を解明する手続と捉えていた。故に捜査機関は強制処分権限を行使できるものとするため、被疑者はおもっぱら手続の客体であり証拠方法として扱われていた。しかし、現行刑事訴訟法は弾劾的捜査観の下、当事者主義を採用し、捜査段階の被疑者と捜査機関の双方を、公判準備を行う対等な主体として扱う。そこでは強制処分は裁判所の権限であり、捜査機関はそれを執行するにとどまる⁴⁸。したがって被疑者は捜査機関と対等な立場で公判に備えて防衛活動をする主体となり自律した個人として、供述拒否権や弁護人依頼権などが保障されることとなる。一方、現行刑事訴訟法は198条第1項において、捜査機関が被疑者に対して出頭を求め、その取調べを行う権限を認め、捜査実務は、逮捕・勾留された被疑者は取調べを受けることは拒めない、すなわち取調べ受忍義務⁴⁹があることを前提に運用されている。法は、取調べのために被疑者を逮捕・勾留できるとは定めていないが、実務上、身体拘束状態が取調べのために活用されており、現実の刑事司法において、被疑者は証拠方法としての性格が強いといわざるを得ない⁵⁰。

(2) 被疑者勾留の目的

勾留の目的について、刑事訴訟法は明記していない。学説の中には、逮捕・勾留の目的には被疑者取調べも含まれるとする見解⁵¹もあるが、同法60条1項所定の勾留の理由からみると、その目的は逃亡と罪証隠滅の防止⁵²であるとされている。また、実務においては、被疑者勾留は、捜査機関による起訴に向けた活動のために行われ、捜査対象である被疑者の確保（身柄の保全）と証拠資料の収集（証拠の保全）を目的⁵³とされている。なお、判例は「審判のために被告人の身柄を保全するものではなく、判決の効力すなわち執行確保の目的も有する⁵⁴。」と判示し、勾留には被疑者の身柄保全及び証拠保全のみならず刑の執行保全をも目的にあるとしている。

これらを総合すると被疑者勾留の目的として推認される事柄は、①出頭確保（身柄保全）②罪証隠滅の防止（証拠保全）③被疑者の取調べ④刑の執行保全、と考えることができる。では、これらの目的は憲法34

条に定める「正当な理由」、すなわち、勾留を正当化する合理的な目的といえるのであろうか。

3 被疑者勾留のための理論的根拠

(1) 正当な理由としての勾留の目的

①出頭確保

公判手続においては、当事者主義、弁論主義、口頭主義等の諸原則から、刑事訴訟法 286 条は、軽微事件や法定刑が比較的軽い一定の刑の場合、あるいは被告人が法人である場合を除き「被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない」と定めている。公判は、当事者の攻撃、防御の場であるから、当事者である被告人自身を出廷させることがその権利保護のために必要であり、また、裁判所の審理の適正にも資することから⁵⁵、原則として、被告人の出頭を開廷要件と規定した。すなわち、被告人は公判廷に出頭する権利と義務を有することとなる。この公判への出頭義務は、防御権保障のために被告人の利益となるから、未決拘禁の合理的な目的として正当化されるという見解⁵⁶がある。

しかし、被疑者の場合は、まだ起訴されるかどうか定まっていない者であり、仮に起訴されたとしても、罰金刑が選択可能な法定刑が想定されている場合の身体拘束は、自由刑として刑罰執行の先取りになるおそれがある。また、国家の刑罰権に対する権利なのだから出頭義務があるとするのは、本人の意思に反してでも本人自身の利益になるという理由から国家が一定の介入を行うパターナリズム⁵⁷に繋がりがねない危惧がある。

②罪証隠滅の防止

刑事訴訟法は第 1 条において、刑事手続の目的の一つが事案の真相を明らかにすることであると定めている。その目的のためには、罪証を意図的に妨げる行為を防止する罪証隠滅のおそれを理由とする身体拘束も、刑事手続の円滑な遂行のためにはやむを得ないのかもしれない。

しかし、罪証隠滅の防止を理由とする勾留の目的は現行刑事訴訟法下では強い抵抗がある。つまりこれを目的とする勾留は当事者主義の訴訟の理念と一致しない⁵⁸。この見解は弾劾的捜査観に基づく。つまり、捜査は、捜査機関が単独で行う準備活動にすぎず、被疑者もこれと独立に準備活動を行うべきであるのだから、当事者である被疑者を反対当事者

の捜査の便宜のために拘束することは許されない。当事者としての被疑者は、捜査機関から独立して防衛活動を行う主体的かつ自律的した個人として認められるべき存在のはずである。

また、証拠隠滅行為は、第三者にもあり得る。しかし、どんなに証拠隠滅の可能性が強くてもそれを防ぐために第三者を拘禁対象とすることを法は認めていない。それにも拘らず被疑者・被告人にだけ身体拘束を科すのは不合理ではないだろうか。

③取調べ

「罪証隠滅のおそれが勾留要件の一つとされていることは、被疑者の勾留が捜査のための制度であることを端的に示すものというべきである。したがって、勾留中に法の認める範囲で捜査目的達成に必要なことは、すべて認められるのであり、被疑者の取調べもその一つである⁵⁹。」とする見解は、起訴前の勾留は、「身柄を拘束することによって、捜査・取調を十分に行うためのものである」と説明する。また、刑事訴訟法 248 条の規定する起訴便宜主義の適切な行使のためには、捜査に基づいて起訴の要否を検討しなければならず、そのために被疑者に反省悔悟の機会を与えその状況を観察したうえで、起訴不起訴を決することが必要となる。そのためには被疑者自身を直接取り調べることが不可欠であるとする見解⁶⁰もある。これに関して、外国人からみた日本の刑事訴訟法を論評した Daniel H. Foote 教授は、「日本の刑事司法においては、特別予防的な考え方が支配しており、事件の処理に当たって最大の関心事項は犯罪者の改善更生である。」それは「検察の段階までいっても、3割以上の事件は起訴猶予で処理され、さらに起訴して裁判までいっても有罪判決を受けた人の6割が執行猶予になる。」ということからも明らかであり更には「日本では厳しい取調べを伴う徹底的な捜査が行われる。取調べは単に事件の事実関係について自白をとるためでなく、被疑者の生活状況や性格を明確にし、ひいてはその取調べを通じて反省を促し、改心させようと試みる。」と指摘⁶¹している。

しかし、被疑者の取調べを目的とした勾留は、憲法の問題を没却しているといわざるを得ず、また、刑事訴訟法の強制処分法定主義の観点からも許されない。また、被疑者に反省悔悟の機会を与えるために被疑者自身を直接取調べなければならないことは、被疑者を捜査機関と対等な自律した個人であるべきとする刑事訴訟法の理念に沿わず、それ

はまた、パターンリズムへと導きかねない懸念を払拭できない。

④刑の執行確保

判例⁶²は、刑の執行確保も勾留の目的であるとしている。また、刑事訴訟法 96 条 3 項は、保証金の必要的没取について定めており、少なくとも未決勾留が刑の執行確保のために働いている場合があることは否定できない。一定の嫌疑がある場合に、公判への出頭確保のために未決拘禁が可能であるとすれば、刑の執行という手続の確保のためにはそれが許されないという区別は困難であるし、刑の執行確保の必要性は、犯罪を疑われている被疑者・被告人についてだけ一身専属的生じるという意味でも未決拘禁の目的に馴染みやすい⁶³。また、被疑者・被告人には、その嫌疑の程度に応じた権利制約が当然に認められるとする見解を前提に、勾留の機能は刑の先取りではなく、将来の刑の執行の保全であるから無罪推定原則と手続の確保のための身体拘束は必ずしも矛盾しないし、現行刑事訴訟法の規定も、その原則に抵触しないとする⁶⁴見解もある。

しかし、現行刑事訴訟法は、「刑の執行確保の必要性」を勾留理由として定めておらず、強制処分法定主義に反すると解すべきである。また、勾留当時における有罪の蓋然性を理由に、刑の執行確保目的による勾留を無罪判決を言渡された者に対しても正当化することはできない。たとえ有罪判決であっても言渡された刑罰以上の不利益を甘受することにもなりかねない。法定刑が 5 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料である犯罪について 93 日間にわたり未決勾留された事案において、最高裁⁶⁵は「このような法定刑の軽微な事件について、身柄拘束の不必要な長期化を避けるための配慮が十分であったとはいえない」と判示しながら「未決勾留日数の算入に関する判断は、本来判決裁判所の裁量にかかわるものである」として、未決勾留日数を算入することはなかった。

(2) 刑事司法における被疑者勾留の本質

刑事手続に関与することは、その者の人生を大きく変える。犯罪の嫌疑をかけられ、被疑者・被告人という立場におかれ、刑事手続に関与させられることによって負うであろう恐怖感や不利益には多大なものがある。その様々な不利益のうち、最も過酷で中心的な負担の一つが身体拘束であることは疑う余地もない。その甚大な損失を直視したからこそ、

憲法 40 条は、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる」と定めているのではないだろうか。

憲法における刑事手続の基本原則がその権利制約に合理性を認めるのは、国家の刑罰権の実現から生ずる義務だとしても、無罪と推定される者が刑罰権の実現のために必要であればどんな手段も許されるというわけではない。言い換えれば、勾留の目的がいくら正当であり、身体拘束の要件が厳格に法定されているからといって、勾留という身体拘束に合理性があることには繋がらない。既に受けた身体拘束によって取り返しのつかない不利益を蒙ることも稀有ではないのである。だとすれば、勾留は避けられる限り避けるべきであり、必要最小限にとどめなければならない。そして、やむを得ず勾留する場合は、なぜ勾留しなければならないのか、その手続において判断基準が明確でなければならないし、勾留されている者にもその正当な権利を主張する途を充分に開く必要がある。

第3章 罪証隠滅のおそれの判断基準についての検討

これまで、現行刑事訴訟法における被疑者勾留の要件及び手続を整理し、その理論的根拠について考察を行った。

勾留の目的がいくら正当であったとしても身体拘束の合理性には繋がらないのだから、勾留は必要最小限にとどめなければならない、やむを得ず勾留する場合は、なぜ勾留しなければならないのか、その判断基準が明確でなくてはならない。しかし、勾留の可否判断において、罪証隠滅のおそれの判断は、勾留要件の中で最も困難であり実務上裁判官が悩むことが多いとされているが、何をどのように判断しているのか、その客観的な判断基準が曖昧である。

本章では、実務における罪証隠滅のおそれの判断構造を分析し、そこから導き設定した判断項目を列記した評価シートを作成した上で、抽出した判例をあてはめ、判例は、どの項目に該当すれば罪証隠滅のおそれがあるとし、また、勾留を認容あるいは取消を却下するのか、罪証隠滅のおそれの判断に影響を与えている要因について有意性検定を用いて分析を行う。

1 罪証隠滅のおそれの判断構造

実務において、罪証隠滅のおそれの存否を判断する際の判断構造は、「罪証隠滅の対象」「罪証隠滅行為の態様」「罪証隠滅の余地（客観的可能性及び実効性）」「罪証隠滅の意図（主観的可能性）」の四要素とされ、これらを具体的な事案に即して総合的に判断するのが相当とされている⁶⁶。

(1) 罪証隠滅の対象

罪証隠滅の対象とは、当該犯罪の被疑事実である。そこには、当該犯罪の構成要件該当事実に加えて、違法性や責任に関する事実が含まれる。また、起訴・不起訴の決定や刑の量定に影響を及ぼす重要な情状に関する事実も含まれるとするのが、実務の一般的運用である⁶⁷。しかし、どのような事案が当該事案の「重要な情状」となるのかについては、捜査の進行中や初期段階では事案の全体像や争点が明らかになっていないため、判断できない場合が多い。したがって、勾留請求段階においては、当該犯罪類型について一般的に重要な情状に該当しうることについて、広く罪証隠滅の対象として考えてよいとされている⁶⁸。

具体的に罪証隠滅の対象となる事柄は、故意の認定や正当防衛の成否などの犯行の動機、犯行に至る経緯、犯行の手段方法など犯行の態様、単独かあるいは共犯事件かによりその共謀の内容や成立過程、実行行為の分担や犯行後の利益配分等が当てはまるものと考えられる。また、覚せい剤自己使用事犯や無免許、飲酒運転事犯については、同種前科前歴がその量定判断に当たって重要となり、更に薬物事犯の自己使用以外においては営利目的か否かなど犯行の偶発性や常習性なども考慮されることから、営利性や前科・前歴、常習性などの被疑者の属性も考慮されることとなる⁶⁹。

(2) 罪証隠滅行為の態様

罪証隠滅行為の態様とは、予想される証拠に対する働きかけの態様であり、証拠に対して不当に影響を及ぼすあらゆる行為が罪証隠滅行為にあたる⁷⁰。

具体的には、人証（供述証拠）への働きかけ行為、また、既に存在する物証の隠匿や滅失・毀損、あるいは、新たな証拠を作出し事実に影響

を与えるなど非供述証拠に対する働きかけ行為等がこれに当たる。しかし、被疑者にも自己に有利な証拠を収集し被害の弁償や示談のため被害者や共犯者と接触する防御活動が認められており、その行為が直ぐに罪証隠滅のおそれがあるとは言えない。が、弁護人を介さないで被疑者が直接的に事件関係者と接触する場合は罪証隠滅行為と評価される可能性は高いとされている⁷¹。

(3) 罪証隠滅の余地（客観的可能性及び実効性）

罪証隠滅の余地とは、隠滅行為が客観的に可能でありかつ実効性があることである。つまり罪証隠滅行為が想定されてもそれが客観的に実行可能なものでなければならないし、その証拠への働きかけによって、罪証隠滅への影響が生じる可能性が認められなければならない⁷²。

具体的には、被害者や目撃者など事件関係者が死亡している場合や被疑者と事件関係者に面識がなく相互の生活圏も異なり犯行現場に偶然居合わせたような事案においては、被疑者との接触可能性がなく、罪証隠滅を働きかける客観的可能性、実効性は低いとされる。また、捜査機関が事前に任意捜査を行って既に十分な証拠を収集した事案においては罪証隠滅の余地は小さくなるが、現行犯逮捕や緊急逮捕など事案の全体像が明らかでない場合にはその余地は大きいと推認される。

(4) 罪証隠滅の意図（主観的可能性）

罪証隠滅の意図とは、被疑者が釈放され自由の身となった場合に罪証隠滅行為にでるかどうかの主観的可能性であり、予測的判断である⁷³。しかし、被疑者の主観は外部から直接認識できるものではないので、客観的状况に照らし罪証を隠滅する意図の有無を推認することとなる。

具体的には、予想される刑の軽重や、隠滅工作の有無の可能性について資料を基に判断することとなるが、被疑者が反省悔悟し詳細な自白をする場合などは、罪証隠滅の意図がないことを窺わせることから、その供述態度も推認に影響を与える場合がある⁷⁴。また、被疑者が罪証隠滅行為を直接の目的としていなくても、被疑者と被害者に感情的対立があり被害者に対して害意がある場合の加害行為や、いわゆるストーカーの事案の場合には被害者に対する接触行為は罪証隠滅にむけた働きかけと推認される。おおよそ、罪証隠滅の余地が大きい事案においては、罪証隠滅の意図も推認されるが、罪証隠滅の余地が大きいとは言えない事案

については、事案の重大性、被疑者の行動や供述態度を踏まえてその有無を判断することとなる⁷⁵。

2 評価シートの作成と判例抽出・集計

(1) 罪証隠滅のおそれの判断項目の設定と評価シートの作成

実務における罪証隠滅のおそれの判断構造を踏まえた上、罪証隠滅のおそれの判断項目を以下①から④のとおり設定することとした。また、起訴・不起訴の決定や刑の量定に影響を与えと考えられる前科・前歴や常習性の有無などの被疑者の属性、及び判例の個別認識のため事件名、判決情報、掲載文献、事案の概要等の項目を加え、評価シートを作成した。(表4)

なお、評価シートは、後の統計処理を効率的にするため、「あり」「なし」または「高い」「低い」となる回答方式を用いることとした。

- ①罪証隠滅の対象を判断する項目として、犯罪事実及びその認定に重要な意味を持つ動機、故意・過失または正当防衛及び営利目的の有無、単独犯あるいは共犯事件かの相違、計画性の有無。
- ②罪証隠滅行為の態様を判断する項目として、証拠への影響、そのうち供述証拠については、その働きかけの可能性の有無、非供述証拠については、証拠隠滅または作出の可能性の有無、また、弁護人が選任されているかの有無。
- ③罪証隠滅の余地を判断する項目として、被害者・目撃者との接触可能性の有無、通常逮捕かまたは現行犯逮捕かの逮捕状況、捜査機関における捜査の進展状況を推認させる供述あるいは非供述証拠などの収集状況の程度。
- ④罪証隠滅の意図を判断する項目として、被害者に対する害意の有無、事案の軽重を推認し得る自由刑かあるいは罰金刑も可能な選択刑かの相違、被疑者が釈放された場合に隠滅工作に出る可能性の有無、及び被疑者の供述態度。

表 4. 罪証隠滅のおそれ 評価シート

事件名の表示					
判決情報					
被疑者情報					
事案の概要					
被疑者の属性		前科・前歴			
		常習性			
罪証隠滅の対象	犯行の動機	故意			
		過失			
		正当防衛			
		営利目的			
	単独犯				
	共犯				
	計画性				
罪証隠滅の態様	証拠への影響	供述証拠	働きかけの可能性		
			弁護人の有無		
	非供述証拠	証拠隠滅または作出の可能性			
罪証隠滅の余地		被害者・目撃者との接触可能性			
	逮捕状況	通常逮捕			
		現行犯逮捕			
		緊急逮捕			
証拠の収集状況					
罪証隠滅の意図	被害者に対する害意				
	予想される刑				
	罪証隠滅工作の有無				
	被疑者の供述態度	自白			
		否認又は黙秘			
その他特記事項					
罪証隠滅の存否（判定）				あり	なし
逃亡のおそれ				あり	なし
勾留の必要性				あり	なし

勾留の可否	露容	却下
-------	----	----

(2) 判例抽出・集計

判例抽出・集計の手順は以下のとおりである。

①判例の抽出

(i) 判例抽出方法は、L L I 統合型法律情報システム及びT K C 法律情報データベースから「勾留」「準抗告」「罪証隠滅」の3項目によるキーワード検索により抽出した。上記3項目で検索した結果、選択された判例は1,248件。このうち、重複を除いた759件を抽出。

(ii) 759件の判例のうち、本稿の目的から裁判所が勾留の理由として刑事訴訟法60条1項1号及び3号についてのみ判断している判例は評価対象から外し、刑事訴訟法60条1項2号について判断している判例115件について評価対象判例として抽出した。

(表5)

②評価シートへの入力と集計

評価対象判例を作成した評価シートに個別に入力後、集計表を作成して集計した。(表6)

集計表の入力方法は下表のとおりとした。

	判 断 項 目	入 力 方 法		
属 性	前科・前歴	あ り : 1	な し : 0	
	常習性	あ り : 1	な し : 0	
対 象	故意	争 点 : 2	あ り : 1	過 失 : 0
	正当防衛	あ り : 1	な し : 0	
	営利性	あ り : 1	な し : 0	
	単独	共 犯 : 1	単 独 : 0	
	計画性	あ り : 1	な し : 0	
態 様	供述証拠への影響	あ り : 1	な し : 0	
	弁護人	あ り : 1	な し : 0	
	非供述証拠への影響	あ り : 1	な し : 0	
余 地	接触可能性	あ り : 1	な し : 0	
	逮捕状況	現行犯 : 2	緊 急 : 1	通 常 : 0
	収集状況	低 い : 1	高 い : 0	
意 図	害意	あ り : 1	な し : 0	
	予想される刑	自由刑 : 2	選択刑 : 1	罰金刑 : 0
	隠滅工作	あ り : 1	な し : 0	
	供述態度	否 認 : 2	黙 秘 : 1	自 白 : 0

なお、入力にあたり、不明な場合は「不明」と入力することとした。

表 5. 評価対象判例

No.	判決情報			
	決定日	裁判所	掲載判例集等	事案の概要
1	平成30年4月22日	大阪地裁決定	LEX/DB 25560277	不正競争防止違反被疑事件
2	平成28年2月17日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548011	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反被疑事件
3	平成28年1月23日	京都地裁決定	LEX/DB 25541879	詐欺被疑事件
4	平成27年10月22日	最高裁第2小法廷決定	最高裁判所裁判集刑事318号11頁	成年後見人の業務上横領事件
5	平成27年9月25日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548006	住居侵入被疑事件
6	平成27年7月13日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548052	脅迫被疑事件
7	平成27年7月8日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25547524	傷害被疑事件
8	平成27年6月13日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25547523	覚せい剤取締法違反被疑事件
9	平成27年6月1日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548049	公務執行妨害被疑事件
10	平成27年5月30日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548048	傷害被疑事件
11	平成27年5月7日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548005	暴力行為等処罰に関する法律違反被疑事件
12	平成27年5月6日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548050	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被疑事件
13	平成27年5月6日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548053	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被疑事件
14	平成27年5月1日	東京地裁決定	LLI/DB L07031394	窃盗被疑事件
15	平成27年4月5日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548047	窃盗被疑事件
16	平成27年4月3日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548046	建造物侵入、窃盗被疑事件
17	平成27年4月3日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548051	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被疑事件
18	平成27年4月1日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25547514	傷害被疑事件
19	平成27年3月16日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548004	器物破損被疑事件
20	平成27年3月3日	鳥取地裁決定	LEX/DB 25541584	窃盗被疑事件
21	平成27年2月16日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25546988	窃盗被疑事件
22	平成27年2月3日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25547509	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反被疑事件
23	平成27年1月24日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25547513	器物破損、威力業務妨害被告事件
24	平成26年11月17日	最高裁第1小法廷決定	判時2245号124頁	迷惑行為防止条例違反被疑事件
25	平成26年11月12日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25548008	傷害被疑事件
26	平成26年8月28日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25547508	脅迫被疑事件
27	平成26年8月28日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25547512	建造物損壊被疑事件
28	平成26年6月3日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25546986	銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑事件
29	平成26年5月3日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25546985	窃盗被疑事件
30	平成26年2月26日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25546978	窃盗被疑事件

31	平成26年2月25日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25546988	窃盗被疑事件
32	平成26年1月28日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25546982	公務執行妨害、傷害被疑事件
33	平成25年12月29日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25547507	窃盗被疑事件
34	平成25年2月22日	名古屋地裁岡崎支部決定	LLI/DB L06850708	窃盗未遂被疑事件
35	平成24年10月16日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25546976	窃盗被疑事件
36	平成24年10月2日	熊本地裁決定	LLI/DB L06750848	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反被疑事件
37	平成24年4月28日	高知地裁決定	LLI/DB L06750647	業務上過失致死被疑事件
38	平成23年8月23日	高知地裁決定	LLI/DB L06650912	窃盗被疑事件
39	平成22年4月1日	熊本地裁決定	LLI/DB L06550971	建造物侵入、窃盗被疑事件
40	平成21年6月15日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25547496	公務執行妨害被疑事件
41	平成20年10月27日	名古屋地裁決定	LEX/DB 25470591	詐欺被疑事件
42	平成20年2月12日	広島家裁決定	家裁月報60巻7号101頁	恐喝及び詐欺被疑事件
43	平成18年4月10日	東京地裁八王子支部決定	判時1959号81頁	国家賠償請求事件
44	平成15年2月28日	大阪地裁決定	LEX/DB 25420654	道路交通法違反被疑事件
45	平成13年4月27日	浦和地裁決定	LEX/DB 25450718	脅迫被疑事件
46	平成3年11月30日	浦和地裁決定	判タ784号272頁	殺人、死体遺棄被疑事件
47	平成3年5月12日	浦和地裁決定	判タ784号270頁	強盗致傷被疑事件
48	昭和59年10月17日	広島地裁決定	LEX/DB 24005996	公務執行妨害、傷害被疑事件
49	昭和57年8月5日	東京家裁決定	家裁月報35巻9号125頁	窃盗被疑事件
50	昭和55年11月21日	大阪地裁決定	刑事裁判資料236号200頁	野球賭博被疑事件
51	昭和48年11月24日	東京地裁決定	刑事裁判月報5巻11号1625頁	傷害被疑事件
52	昭和48年9月18日	秋田地裁決定	判時735号115頁	傷害教唆、傷害被疑事件
53	昭和48年7月6日	福岡地裁決定	刑事裁判月報5巻7号1159頁	建造物侵入、威力業務妨害被告事件（西南学院大学内ゲバ事件）
54	昭和48年5月11日	和歌山地裁決定	判時723号105頁	覚せい剤取締法違反被疑事件
55	昭和48年3月22日	銅路地裁決定	刑事裁判月報5巻3号372頁	暴行被疑事件
56	昭和47年8月17日	京都地裁決定	判時688号105頁	窃盗被疑事件
57	昭和47年4月11日	京都地裁決定	判時670号103頁	兇器準備集合、道路交通法違反被疑事件
58	昭和47年4月9日	東京地裁決定	判時660号34頁	国家公務員法違反被疑事件
59	昭和46年5月27日	熊本地裁決定	刑事裁判月報3巻5号736頁	詐欺被疑事件
60	昭和46年1月11日	岡山地裁決定	刑事裁判月報3巻1号68頁	不動産侵奪被疑事件
61	昭和45年6月20日	福岡地裁小倉支部決定	判タ252号252頁	公務員執行妨害被疑事件
62	昭和45年5月19日	横浜家裁決定	家裁月報23巻1号111頁	強姦、強盗致傷被疑事件

被疑者勾留の要件に関する一考察

63	昭和44年10月30日	大阪地裁決定	判時589号94頁	公務執行妨害被疑事件
64	昭和44年4月3日	京都地裁決定	判時574号88頁	監禁等被疑事件(京都府立医大事件)
65	昭和44年3月27日	京都地裁決定	判時574号88頁	監禁被疑事件
66	昭和43年9月12日	東京地裁決定	判時534号89頁	集団暴行被疑事件
67	昭和42年3月1日	大阪地裁決定	下刑集9巻3号373頁	大阪府屋外広告物法施行条例違反被疑事件
68	昭和41年10月28日	東京地裁決定	下刑集8巻10号1400頁	都条例違反被疑事件(学生集団デモ行進)
69	昭和41年8月27日	札幌地裁決定	下刑集8巻8号1178頁	業務上過失致傷被疑事件
70	昭和41年6月2日	仙台地裁決定	下刑集8巻6号932頁	傷害、公務執行妨害被疑事件(労働組合)
71	昭和41年5月18日	大阪地裁決定	下刑集8巻5号810頁	建造物侵入、威力業務妨害被告事件
72	昭和41年2月26日	東京地裁決定	下刑集8巻2号367頁	早稲田大学不退去被疑事件
73	昭和41年1月27日	横浜地裁決定	下刑集8巻1号234頁	集団示威運動に関する条例違反並びに道路交通法違反被疑事件
74	昭和40年12月4日	札幌地裁室蘭支部決定	下刑集7巻12号2294頁	威力業務妨害被疑事件(国鉄労組限スト)
75	昭和40年10月21日	大阪地裁決定	下刑集7巻10号1937頁	大阪府屋外広告物条例違反被疑事件
76	昭和40年7月15日	秋田地裁大館支部決定	下刑集7巻7号1536頁	公職選挙法違反被疑事件
77	昭和40年2月15日	金沢地裁決定	下刑集7巻2号256頁	暴力行為等処罰に関する法律違反被疑事件
78	昭和40年2月15日	札幌地裁決定	下刑集7巻2号256頁	詐欺被疑事件
79	昭和40年1月14日	東京地裁決定	判タ170号200頁	殺人(現場共謀)被疑事件
80	昭和39年9月3日	広島地裁呉支部決定	判時389号83頁	威力業務妨害被疑事件(労働争議)
81	昭和39年2月19日	札幌地裁決定	下刑集6巻1-2号148頁	詐欺被疑事件(無銭飲食)
82	昭和39年2月12日	福岡地裁飯塚支部決定	下刑集6巻1-2号146頁	公務執行妨害被疑事件
83	昭和38年7月4日	山口地裁下関決定	下刑集5巻7-8号808頁	傷害被疑事件
84	昭和38年5月20日	山口地裁下関決定	下刑集5巻5-6号626頁	暴行被疑事件
85	昭和38年4月27日	大阪地裁決定	判時335号50頁	暴行、傷害被疑事件(労働争議)
86	昭和37年9月19日	大阪地裁決定	下刑集4巻9-10号963頁	監禁致傷被疑事件
87	昭和37年1月20日	広島地裁決定	判時298号34頁	暴力行為等処罰に関する法律違反被疑事件
88	昭和37年1月17日	広島地裁決定	判時298号35頁	暴力行為等処罰に関する法律違反被疑事件
89	昭和36年12月19日	山口地裁下関決定	下刑集3巻11-12号1301頁	公務執行妨害、傷害被告事件
90	昭和36年8月9日	横浜地裁決定	下刑集3巻7-8号813頁	公務執行妨害被疑事件(労働争議)
91	昭和36年7月27日	金沢地裁決定	下刑集3巻7-8号809頁	暴力行為等処罰に関する法律違反被疑事件
92	昭和36年6月12日	山口地裁下関決定	下刑集3巻5-6号632頁	往来妨害並びに威力業務妨害被疑事件
93	昭和36年3月3日	札幌地裁決定	下刑集3巻3-4号385頁	公務執行妨害被疑事件(労働争議)
94	昭和35年11月17日	札幌地裁決定	下刑集2巻11号1581頁	集団示威運動に関する条例違反被疑事件

95	昭和35年7月25日	横浜地裁決定	下刑集2巻7-8号1179頁	出入国管理令違反被疑事件
96	昭和35年7月10日	前橋地裁決定	下刑集2巻7号1173頁	住居侵入並びに威力業務妨害被告事件
97	昭和35年6月14日	熊本地裁決定	下刑集2巻5-6号972頁	強要被疑事件(労働争議)
98	昭和35年3月21日	横浜地裁決定	下刑集2巻3号642頁	売春防止法違反被疑事件
99	昭和34年12月16日	東京地裁決定	判タ99号103頁	集団行進及び集団示威運動に関する条例違反被疑事件
100	昭和34年11月9日	徳島地裁決定	下刑集1巻11号2525頁	赃物故買被疑事件
101	昭和34年10月20日	福岡地裁飯塚支部決定	下刑集1巻10号2325頁	傷害並びに暴力行為等処罰に関する法律違反被疑事件
102	昭和34年9月21日	横浜地裁決定	下刑集1巻9号2093頁	傷害被疑事件
103	昭和34年8月26日	高松地裁決定	下刑集1巻8号1883頁	公務執行妨害、傷害等被疑事件
104	昭和34年5月29日	札幌地裁決定	下刑集1巻5号1354頁	公務執行妨害被疑事件
105	昭和34年1月22日	熊本地裁決定	下刑集1巻1号254頁	背任被疑事件
106	昭和33年10月13日	京都地裁舞鶴支部決定	第一審刑事裁判例集1巻10号1731頁	公務執行妨害被疑事件
107	昭和33年9月15日	札幌地裁決定	第一審刑事裁判例集1巻9号1637頁	傷害被疑事件
108	昭和33年9月3日	和歌山地裁決定	第一審刑事裁判例集1巻9号1609頁	地方公務員法違反被疑事件
109	昭和33年9月2日	和歌山地裁決定	第一審刑事裁判例集1巻9号1604頁	地方公務員法違反被疑事件 (和教組)
110	昭和33年8月26日	福岡地裁決定	第一審刑事裁判例集1巻8号1311頁	地方公務員法違反被疑事件 (福教組)
111	昭和33年8月22日	福岡地裁飯塚支部決定	第一審刑事裁判例集1巻8号1300頁	地方公務員法違反被疑事件 (福教組)
112	昭和33年8月22日	福岡地裁飯塚支部決定	第一審刑事裁判例集1巻8号1292頁	地方公務員法違反被疑事件 (福教組)
113	昭和33年7月23日	横浜地裁決定	第一審刑事裁判例集1巻7号1144頁	出入国管理令違反被疑事件
114	昭和33年2月22日	東京地裁家	第一審刑事裁判例集1巻2号331頁	私文書偽造行使被疑事件
115	昭和33年1月7日	鹿児島地裁決定	第一審刑事裁判例集1巻1号159頁	放火被疑事件

表 6. 集計表

判決情報		属性			対象				態様			客観的可能性 (余地)				主観的可能性 (意図)				罪証隠滅のおそれ	逃亡のおそれ	勾留の必要性	勾留の可否	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18					
決定 日	裁判所	前科	前歴	常習性	故意	正当防衛	営利性	単独	計画性	証拠への影響		弁護人への影響	接点可能性	逮捕状況	収集状況	害意	隠滅工作	供述態度	19	20	21	22		
										12	13													
1	2018/4/22	大阪地決	0	0	1	0	1	1	1	1	不明	1	1	0	0	0	1	1	0	あり	あり	なし	却下	
2	2016/2/17	名古屋地決	0	0	1	1	0	0	0	0	不明	0	0	0	0	0	0	1	0	2	あり	なし	却下	
3	2016/1/23	京都地決	1	0	1	1	0	1	0	1	不明	1	1	0	0	0	0	2	1	2	あり	あり	なし	却下
4	2015/10/22	最高裁第2小法廷決定	0	1	0	1	0	1	0	1	不明	0	0	0	0	1	0	0	あり	あり	なし	却下		
5	2015/9/25	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	あり	なし	却下	
6	2015/7/13	名古屋地決	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	1	1	1	あり	あり	なし	却下	
7	2015/7/8	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	あり	あり	あり	認容	
8	2015/6/13	名古屋地決	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	1	2	あり	あり	あり	認容	
9	2015/6/1	名古屋地決	0	1	0	1	0	0	0	0	1	不明	1	0	2	0	0	1	0	2	あり	あり	なし	却下
10	2015/5/30	名古屋地決	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	あり	あり	なし	却下

被疑者勾留の要件に関する一考察

判決情報	属性				対象				態様				客観的可能性 (余地)				主観的可能性 (意図)				罪証隠滅のおそれ	逃亡のおそれ	勾留の必要性	勾留の可否		
	証拠への影響																									
	証書への影響	非供述証拠への影響	接触可能性	逮捕状況	証書の収集状況	害意	隠滅工作	供述態度	弁護人への影響	単独	常利性	正当防衛	故意	常習性	前歴	前科	裁判所	決定日								
11	2015/5/7	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	あり	なし	あり	認容				
12	2015/5/6	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	1	1	不明	1	1	0	1	0	0	1	0	あり	なし	なし	却下			
13	2015/5/6	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	2	0	0	1	0	あり	判断なし	なし	却下			
14	2015/5/1	東京地決	0	1	1	2	0	1	1	1	不明	1	1	2	1	0	1	1	2	あり	あり	なし	却下			
15	2015/4/5	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	あり	なし	なし	却下			
16	2015/4/3	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	2	あり	あり	なし	却下			
17	2015/4/3	名古屋地決	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	1	0	あり	あり	なし	却下			
18	2015/4/1	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	1	0	あり	あり	なし	却下			
19	2015/3/16	名古屋地決	1	1	0	2	0	0	0	0	1	1	1	1	2	1	0	1	1	2	あり	あり	あり	認容		
20	2015/3/3	鳥取地決	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	0	1	1	0	あり	あり	なし	却下		
21	2015/2/16	名古屋地決	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	1	1	0	あり	なし	なし	却下		
22	2015/2/3	名古屋地決	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	あり	あり	なし	却下		
23	2015/1/24	名古屋地決	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	0	あり	判断なし	なし	却下		
24	2014/11/17	最高裁第1小法廷決定	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	1	0	1	1	2	あり	なし	なし	却下	
25	2014/11/12	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	あり	あり	あり	認容		
26	2014/8/28	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	あり	なし	なし	却下		
27	2014/8/28	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	1	0	2	1	0	あり	なし	なし	却下	
28	2014/6/3	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	2	0	0	1	1	0	あり	あり	なし	却下	
29	2014/5/3	名古屋地決	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	0	0	1	1	0	あり	あり	なし	却下	
30	2014/2/26	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	0	0	0	不明	0	1	0	0	0	1	0	0	なし	なし	なし	却下		
31	2014/2/25	名古屋地決	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	1	1	1	2	1	0	1	0	あり	なし	なし	却下		
32	2014/1/28	名古屋地決	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	1	0	1	1	2	あり	あり	なし	却下	
33	2013/12/29	名古屋地決	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	1	0	1	1	0	あり	あり	なし	却下	
34	2013/2/22	名古屋地裁岡崎支部決	0	1	0	1	0	0	0	0	0	不明	1	1	0	1	0	1	1	0	あり	あり	あり	認容		
35	2012/10/16	名古屋地決	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	あり	なし	なし	却下		
36	2012/10/2	熊本地決	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	あり	あり	なし	却下		
37	2012/4/28	高知地裁決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	不明	1	1	0	0	0	0	1	1	1	あり	なし	なし	却下	
38	2011/8/23	高知地決	1	0	1	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1	2	あり	あり	なし	却下		
39	2010/4/1	熊本地決	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	なし	なし	なし	却下		
40	2009/6/15	名古屋地決	1	0	0	1	0	0	0	0	0	不明	0	0	2	0	0	0	1	1	2	なし	なし	なし	却下	
41	2008/10/27	名古屋地決	1	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	2	1	2	あり	あり	なし	却下		
42	2008/2/12	広島家裁決	0	0	1	2	0	1	1	1	1	不明	1	1	0	0	0	2	1	2	あり	あり	あり	認容		
43	2006/4/10	東京地裁八王子支部決	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	1	0	1	1	2	あり	あり	あり	認容	
44	2003/2/28	大阪地決	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	なし	なし	なし	却下	
45	2001/4/27	浦和地決	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	あり	あり	なし	却下		
46	1991/11/30	浦和地決	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	2	1	0	あり	あり	あり	認容	
47	1991/5/12	浦和地裁	0	0	0	2	0	0	1	0	1	1	1	1	1	2	1	0	2	1	2	あり	あり	あり	認容	
48	1984/10/17	広島地決	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	不明	1	1	0	1	0	1	1	2	あり	判断なし	あり	認容	
49	1982/8/5	東京家決	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	あり	あり	あり	認容	
50	1980/11/21	大阪地決	1	0	1	2	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	2	1	2	あり	判断なし	あり	認容	
51	1973/11/24	東京地決	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	1	1	2	あり	あり	あり	認容
52	1973/9/18	秋田地決	1	0	0	1	0	0	1	0	1	不明	1	1	0	1	0	1	0	1	0	あり	あり	あり	認容	
53	1973/7/6	福岡地決	1	0	0	2	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	なし	あり	なし	却下	
54	1973/5/11	和歌山地決	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	あり	あり	あり	認容		
55	1973/3/22	釧路地決	1	1	0	1	0	0	0	0	1	不明	1	1	2	1	0	1	1	0	あり	あり	あり	認容		
56	1972/8/17	京都地決	1	0	0	2	0	0	1	1	1	1	1	0	1	2	1	0	1	1	2	あり	あり	あり	認容	
57	1972/4/11	京都地決	0	0	0	2	0	0	1	1	1	不明	1	1	0	1	0	1	1	1	2	あり	あり	あり	認容	
58	1972/4/9	東京地決	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0	あり	判断なし	なし	却下		
59	1971/5/27	熊本地決	0	0	0	2	0	1	0	1	1	不明	1	1	0	1	0	1	2	1	2	あり	なし	あり	認容	
60	1971/1/11	岡山地決	0	0	0	2	0	1	0	1	1	不明	1	1	0	1	0	2	1	2	あり	なし	あり	認容		
61	1970/6/20	福岡地裁小倉支部決	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1	なし	なし	判断なし	却下		
62	1970/5/19	横浜家決	0	0	0	2	0	0	1	1	1	不明	1	1	0	1	0	2	1	2	あり	判断なし	あり	認容		
63	1969/10/30	大阪地決	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	1	2	0	0	1	1	1	なし	なし	なし	却下		
64	1969/4/3	京都地決	0	0	0	1	0	0	1	1	1	不明	1	1	1	0	1	0	2	1	あり	なし	あり	認容		
65	1969/3/27	京都地決	1	0	0	1	0	0	1	1	1	不明	1	1	0	1	0	2	1	0	あり	あり	あり	認容		
66	1968/9/12	東京地決	1	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1	なし	なし	判断なし	却下		

判決情報		属性			対象				態様			客観的可能性 (余地)			主観的可能性 (意図)			罪証隠滅のおそれ	逃亡のおそれ	勾留の必要性	勾留の可否				
									証拠への影響																
決定日	裁判所	前科	前歴	常習性	正当防衛	営利性	単独	計画的性	供述態度	弁護人への影響	非供述態度	接触可能性	逮捕状況	収集状況	害意	隠滅工作	供述態度								
67	1967/3/1	大阪地決	0	0	0	2	0	0	1	0	0	不明	0	0	2	0	0	1	0	1	なし	なし	なし	却下	
68	1966/10/28	東京地決	0	0	0	1	0	0	1	1	0	不明	0	0	0	0	1	0	1	0	なし	なし	判断なし	却下	
69	1966/8/27	札幌地決	1	0	0	2	0	0	0	1	0	不明	0	0	2	0	0	1	0	2	なし	なし	判断なし	却下	
70	1966/6/2	仙台地決	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	なし	なし	判断なし	却下	
71	1966/5/18	大阪地決	0	0	0	1	0	0	1	1	0	不明	0	1	0	0	1	0	0	0	なし	判断なし	なし	却下	
72	1966/2/26	東京地決	0	1	0	1	0	0	0	0	0	不明	0	0	2	0	0	1	0	1	なし	あり	判断なし	認容	
73	1966/1/27	横浜地決	0	0	0	1	0	0	1	1	1	不明	0	0	2	1	0	1	1	1	あり	なし	なし	却下	
74	1965/12/4	札幌地裁 室蘭支部決	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	なし	なし	判断なし	却下	
75	1965/10/21	大阪地決	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	2	0	0	0	0	1	なし	なし	なし	却下	
76	1965/7/15	秋田地裁 大館支部決	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1	1	1	あり	判断なし	判断なし	認容	
77	1965/2/15	金沢地決	0	0	0	1	0	0	1	0	1	不明	0	1	0	0	0	1	1	1	なし	判断なし	判断なし	却下	
78	1965/2/15	札幌地決	0	0	0	1	0	0	1	1	1	不明	0	1	0	1	0	2	1	1	なし	なし	判断なし	却下	
79	1965/1/14	東京地決	1	0	0	1	0	0	1	0	0	不明	0	1	0	0	0	2	0	0	なし	なし	判断なし	却下	
80	1964/9/3	広島地裁 呉支部決	0	0	0	2	0	1	1	1	1	不明	0	1	2	1	0	1	1	2	なし	判断なし	判断なし	却下	
81	1964/2/19	札幌地決	0	0	0	1	0	0	0	0	0	不明	0	0	2	0	0	2	0	0	なし	あり	なし	却下	
82	1964/2/12	福岡地裁 飯塚支部決	0	0	0	1	0	0	0	0	1	不明	0	1	2	1	0	1	1	1	あり	なし	なし	却下	
83	1963/7/4	山口地裁 下関支部決	1	1	1	1	0	0	0	0	0	不明	0	0	2	0	0	1	0	0	なし	あり	あり	認容	
84	1963/5/20	山口地裁 下関支部決	0	1	0	1	0	0	1	0	0	不明	0	0	0	0	0	1	0	0	なし	なし	なし	却下	
85	1963/4/27	大阪地決	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	2	なし	なし	判断なし	却下	
86	1962/9/19	大阪地決	0	0	0	1	0	0	0	1	1	不明	1	1	0	0	0	2	1	1	あり	なし	なし	却下	
87	1962/1/20	広島地決	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	なし	なし	判断なし	却下	
88	1962/1/17	広島地決	0	0	0	1	0	0	1	1	0	不明	0	1	0	0	0	1	1	1	なし	なし	判断なし	却下	
89	1961/12/19	山口地裁 下関支部決	0	0	0	2	0	0	1	0	0	不明	0	0	2	0	0	1	0	1	なし	なし	なし	却下	
90	1961/8/9	横浜地決	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	1	なし	なし	判断なし	却下	
91	1961/7/27	金沢地決	0	0	0	2	0	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	2	あり	判断なし	あり	認容	
92	1961/6/12	山口地裁 下関支部決	0	0	0	1	0	0	1	1	1	不明	1	1	0	1	0	1	1	1	あり	判断なし	あり	認容	
93	1961/3/3	札幌地決	0	0	0	2	0	0	0	1	1	不明	1	1	2	1	0	1	1	2	あり	判断なし	判断なし	認容	
94	1960/11/17	札幌地決	0	0	0	1	0	0	1	1	0	不明	0	0	0	0	0	1	0	0	なし	なし	なし	却下	
95	1960/7/25	横浜地決	0	0	0	2	0	0	0	1	0	不明	0	1	0	0	0	1	1	2	なし	なし	判断なし	却下	
96	1960/7/10	前橋地決	0	0	0	2	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	1	2	あり	判断なし	あり	認容		
97	1960/6/14	熊本地決	0	0	0	1	0	0	1	1	0	不明	0	1	0	1	0	2	1	1	なし	判断なし	判断なし	却下	
98	1960/3/21	横浜地決	0	0	1	1	0	0	1	1	1	不明	1	1	0	1	0	1	1	0	あり	あり	あり	認容	
99	1959/12/16	東京地決	0	0	0	2	0	0	0	1	1	不明	1	1	0	1	0	1	1	1	あり	判断なし	あり	認容	
100	1959/11/9	徳島地決	0	0	1	2	0	1	1	1	1	不明	1	1	0	1	0	1	1	2	あり	判断なし	判断なし	認容	
101	1959/10/20	福岡地裁 飯塚支部決	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	1	1	2	1	0	1	1	0	あり	判断なし	あり	認容	
102	1959/9/21	横浜地決	0	0	0	2	0	0	0	0	0	不明	0	1	0	0	0	1	0	2	なし	なし	なし	却下	
103	1959/8/26	高松地決	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1	2	なし	なし	なし	却下
104	1959/5/29	札幌地決	0	0	0	1	0	0	1	0	0	不明	0	0	2	0	0	1	0	1	なし	なし	なし	却下	
105	1959/1/22	熊本地決	0	0	0	2	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	2	あり	判断なし	判断なし	認容	
106	1958/10/13	京都地裁 舞鶴支部決	0	0	0	1	0	0	1	0	1	不明	1	1	2	1	0	1	1	1	あり	判断なし	あり	認容	
107	1958/9/15	札幌地決	0	0	0	2	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	2	あり	判断なし	判断なし	認容	
108	1958/9/3	和歌山地決	0	0	0	2	0	0	0	1	1	不明	1	1	0	1	0	1	1	1	あり	判断なし	判断なし	認容	
109	1958/9/2	和歌山地決	0	0	0	1	0	0	1	1	1	不明	1	1	0	1	0	1	1	1	あり	判断なし	判断なし	認容	
110	1958/8/26	福岡地決	0	0	0	1	0	0	1	1	1	不明	1	1	0	1	0	1	1	1	あり	判断なし	判断なし	認容	
111	1958/8/22	福岡地裁 飯塚支部決	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	あり	なし	なし	却下	
112	1958/8/22	福岡地裁 飯塚支部決	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	あり	なし	なし	却下	
113	1958/7/23	横浜地決	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	なし	なし	なし	却下	
114	1958/2/22	東京地決	0	0	0	2	0	1	1	1	1	不明	1	1	0	1	0	2	1	2	あり	判断なし	あり	認容	
115	1958/1/7	鹿児島地決	0	0	0	1	0	0	0	0	1	不明	1	1	0	1	0	2	1	1	あり	あり	あり	認容	

3 有意性検定による分析結果

罪証隠滅のおそれの判断基準になっていると考えられる各判断項目（要因）と罪証隠滅の存否（結果）の相互の関係をみるため、クロス集計を行ったのち、その関連性をオッズ比及び χ^2 検定を用いて、どのような要因がその結果を発生させる影響が高いかその有意性を判別し分析を行った。

(1) 判断項目別集計結果

集計表（表6）から、判断項目（要因）ごとにクロス集計を行い、罪証隠滅のおそれ（結果）との関係をオッズ比及び χ^2 値を求め⁷⁶、その有意性を判別した。判断項目ごとの判別結果は以下のとおりである。

①被疑者の属性及び罪証隠滅の対象

(i) 営利目的

		罪証隠滅あり	罪証隠滅なし	計
営利目的	あり	15 (93.8%)	1 (6.3%)	16
	なし	65 (65.7%)	34 (34.3%)	99
計		80	35	115

オッズ比	7.85	オッズ比の有意性	なし
χ^2 値	3.89	χ^2 有意性	なし

(ii) 前科・前歴

		罪証隠滅あり	罪証隠滅なし	計
前科・前歴	あり	29 (74.4%)	10 (25.6%)	39
	なし	51 (67.1%)	25 (32.9%)	76
計		80	35	115

オッズ比	1.42	オッズ比の有意性	なし
χ^2 値	0.34	χ^2 有意性	なし

(iii) 計画性・常習性

		罪証隠滅あり	罪証隠滅なし	計
計画性 常習性	あり	49 (74.2%)	17 (25.8%)	66
	なし	31 (63.3%)	18 (36.7%)	49
計		80	35	115

オッズ比	1.67	オッズ比の有意性	なし
χ^2 値	1.12	χ^2 有意性	なし

②罪証隠滅の態様

(i) 供述証拠への影響

		罪証隠滅あり	罪証隠滅なし	計
供述証拠 への影響	あり	76 (96.2%)	3 (3.8%)	66
	なし	4 (11.1%)	32 (88.9%)	49
計		80	35	115

オッズ比	202.67	オッズ比の有意性	あり
χ^2 値	80.60	χ^2 有意性	あり

(ii) 非供述証拠への影響⁷⁷

		罪証隠滅あり	罪証隠滅なし	計
非供述証拠 への影響	あり	55 (100%)	0 (0%)	55
	なし	25 (41.7%)	35 (58.3%)	60
計		80	35	115

オッズ比	算出不可	オッズ比の有意性	判定不可
χ^2 値	算出不可	χ^2 有意性	判定不可

③罪証隠滅の余地

(i) 接触可能性

		罪証隠滅あり	罪証隠滅なし	計
接触可能性	あり	73 (83.0%)	15 (17.0%)	88
	なし	7 (25.9%)	20 (74.1%)	27
計		80	35	115

オッズ比	13.90	オッズ比の有意性	あり
χ^2 値	29.10	χ^2 有意性	あり

(ii) 証拠の収集状況

		罪証隠滅あり	罪証隠滅なし	計
収集状況	低い	54 (94.7%)	3 (5.3%)	57
	高い	26 (44.8%)	32 (55.2%)	58
計		80	35	115

オッズ比	22.15	オッズ比の有意性	あり
χ^2 値	31.51	χ^2 有意性	あり

④罪証隠滅の意図

(i) 隠滅工作の有無

		罪証隠滅あり	罪証隠滅なし	計
隠滅工作	あり	68 (87.2%)	10 (12.8%)	78
	なし	12 (32.4%)	25 (67.6%)	37
計		80	35	115

オッズ比	14.17	オッズ比の有意性	あり
χ^2 値	32.99	χ^2 有意性	あり

(ii) 予想される刑

		罪証隠滅あり	罪証隠滅なし	計
予想刑	自由刑	16 (80.0%)	4 (20.0%)	20
	選択刑・罰金刑	64 (67.4%)	31 (32.6%)	95
計		80	35	115

オッズ比	1.94	オッズ比の有意性	なし
χ^2 値	0.72	χ^2 有意性	なし

(iii) 供述態度（全数）

		罪証隠滅あり	罪証隠滅なし	計
供述態度	否認・黙秘	44 (62.9%)	26 (37.1%)	57
	自白	36 (80.0%)	9 (20.0%)	58
計		80	35	115

オッズ比	0.42	オッズ比の有意性	なし
χ^2 値	3.04	χ^2 有意性	なし

(iv) 供述態度（選択刑以下の場合）

		罪証隠滅あり	罪証隠滅なし	計
供述態度	否認・黙秘	33 (57.9%)	24 (42.1%)	57
	自白	31 (81.6%)	7 (18.4%)	38
計		64	31	95

オッズ比	0.31	オッズ比の有意性	あり
χ^2 値	4.79	χ^2 有意性	あり※

※危険率は 5 %

(2) 罪証隠滅のおそれに影響を与える要因

判断項目別集計結果から、結果について有意差が認められた罪証隠滅のおそれの判断に影響を与える要因は、罪証隠滅の態様では、「供述証

扱への影響」と「非供述証拠への影響」、罪証隠滅の余地では、「接触可能性」と証拠等の「収集状況」、罪証隠滅の意図では、「隠滅工作」の可能性であった。一方、被疑者の属性である前科・前歴、常習性や犯罪の営利性、計画性、予想される刑の軽重及び被疑者の供述態度については、罪証隠滅のおそれの有無との関係において有意差が認められなかった。なお、選択刑以下の刑が想定されている場合の被疑者の供述態度と罪証隠滅との関係において有意差がみられたが、オッズ比が1以下であることから、この要因は結果発生を抑制する因子となる。すなわち、選択刑以下の刑が想定されている事案では、否認・黙秘している方が自白している場合よりも、罪証隠滅のおそれがあるとは判断されていない場合が多いことが示された。

第4章 考察

1 罪証隠滅のおそれの判断基準

第3章において、判断項目の集計結果が示すとおり判例は、①供述証拠への働きかけや非供述証拠の隠滅または作出の可能性があること、②被害者・目撃者との接触可能性があること、③捜査機関における証拠の収集状況が低く今後も捜査を必要とすること、及び、④被疑者が釈放されたと想定したときに隠滅工作に出る可能性があることを判断基準として罪証隠滅のおそれを判断していると考えられる。刑事訴訟法の目的である事案の真相解明のために、人証への働きかけや物証隠滅・作出の可能性、被害者・目撃者との接触可能性、証拠隠滅工作の可能性に着目し罪証隠滅のおそれの判断基準とすることは、刑事手続の円滑な遂行のためにはやむを得ないかもしれない。しかし、捜査の進展状況を考慮して捜査機関の証拠の収集状況を判断基準とすることは、当事者主義と矛盾するのではないだろうか。当事者主義は、「職権主義が判断者たる裁判所が自ら責任をもって事実を探究するとい訴訟追行の形態をさすのに対して、事実の探究は当事者にゆだね、裁判所は純粹に判断者の地位を堅持するという訴訟追行の形態⁷⁸⁾」であり、「なぜ、当事者構成をとるか」というと、被告人の当事者の人格すなわち手続上の人権を保障するためであって⁷⁹⁾、「原告の訴訟法的地位の絶対的優勢を前提として、被告の防御力をこれに比肩できるまで実質的に引き上げようとする⁸⁰⁾」ことに

ある。とすれば、捜査の進展のため、捜査機関の証拠収集という便宜のために、その収集状況の程度によって被疑者に罪証隠滅のおそれがあると判断することは、当事者たる被疑者の防御権や自己負罪拒否権を脅かしかねず、刑事訴訟法の理念である適正手続主義に矛盾すると考えられる。さらに言及すれば、判例は、勾留の目的には「取調べ」を含むと判断したうえで、被疑者から証拠を収集するため、逮捕・勾留を取調べに利用しているといわざるを得ない。

2 人質司法批判の妥当性

被疑者・被告人が否認・黙秘の態度を示せば勾留しあるいは保釈を認めない傾向があり、それが被疑者・被告人の黙秘権や防御権を制約するものとして機能しているとの「人質司法」批判は20年ほど前からなされてきた⁸¹。すなわち、「否認事件は、自白事件に比較して勾留率が高く、保釈率が低いことは実務の経験上顕著な事実であり、その多くの理由は罪証隠滅のおそれにある⁸²」との指摘は以前からなされ⁸³、実務においても「他の証拠から認められる客観的事情と共に全態度の一部として、黙秘の態度をも対象とすることができるとするのが実務上の一般的見解であると理解してよいと思われる。」とされていた⁸⁴。

本稿の分析結果において「被疑者の供述態度」については有意性が認められず、罪証隠滅のおそれを判断する際の判断基準とはいえないことが示され、被疑者が否認あるいは黙秘した場合に罪証隠滅のおそれありとして勾留されているのではないかという「人質司法」への批判は、統計的には妥当しないことが示唆された。また、罰金刑も可能な選択刑以下の事案では、裁判官は被疑者の供述態度について慎重となり、否認・黙秘の供述態度は、罪証隠滅のおそれの判断を抑制する要因となることが統計的に示された。

しかし、他方で、証拠の収集状況を罪証隠滅のおそれの判断基準とし、逮捕・勾留が取調べのために行われている現状との整合性を図るにはどのように考えたらよいか。判例は、証拠収集という取調べのために勾留するが、否認あるいは黙秘していても罪証隠滅のおそれがあるとは判断しない。では、取調べの目的の中心に置かれるのは何か。被疑者からの自白の獲得ではないだろうか。このことについて「被疑者取調べの目的が自白調書の作成にあることは紛れもない事実であり、これら自白調書の存在が、現実には公判をほとんど規定してしまうからである⁸⁵。」

との見解がある。検察官が刑事訴訟法 296 条に基づいて冒頭陳述の際に被告人の当該犯行に至る経緯や犯行の状況を詳述するとき、このような事実がどのような証拠によって証明されるかといえ、⁸⁶「物証の発見は幸運な偶然というべきものであり⁸⁶」、「実際の事件においては被疑者の供述に多くを頼らなければならないことは否定できない⁸⁷。」というのが実情のようである。すなわち、被疑者の供述（又は自白）は、事案の全容を明らかにするために必要（必須）となるから被疑者の取調べが重要視されるのであって、身体拘束してまでも獲得しなければならないのである。このことは、不法残留罪で逮捕・勾留された期間に別件で放火の取調べがなされ自白した事案⁸⁸や、合計 13 件の建造物侵入・窃盗事件で逮捕された被告人が利益誘導により自白した事案⁸⁹など、取調べにおいて自白を強要された事例からも明らかである。また、厚生労働省元局長無罪事件⁹⁰のように、検察による強引な取調べや証拠の改竄が明らかとなった事案や、志布志事件⁹¹や氷見事件⁹²のように警察の強引な取調べの実態が明らかになった事案は後を絶たつことはなく、それを背景に、法務大臣からの諮問を受けて時代に即した刑事司法制度を構築するために法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会（以下、「特別部会」）が設置されたのである。特別部会第 25 回会議において、虚偽の自白をした者が約 40 日で釈放されたにもかかわらず、真実に基づいて否認したため 160 日以上も勾留された村木委員本人が「結局、否認すれば勾留、起訴後も否認している限り、勾留が続くという、そういう懸念というのはどうしても拭えない⁹³。」と述べているとおり、否認すれば勾留され、逮捕・勾留が自白を強要するために利用されているという運用が現実にあることを否定できない。

3 必要性の判断と勾留手続

被疑者及び被告人の勾留には、勾留の理由とともに、勾留の必要性があることが必要であり、勾留の必要性が勾留の要件であることについて、今日では実務上も学説上も異論はない⁹⁴。必要性も勾留の要件である以上、裁判官は勾留の理由の有無と同時に勾留の必要性の有無についても常に判断しなければならず⁹⁵、その判断は裁判官の価値判断⁹⁶であるとされている。また、勾留の理由が存在すれば、勾留の必要性も通常は推定され、両者には相関関係があるとされている⁹⁷。

本稿の分析結果、罪証隠滅のおそれがあると判断されても勾留の必要

性がないと判断されたのは48.8%であり、約半数の事案で勾留の理由があっても必要性がないと判断されていた⁹⁸。また、必要性の判断をせずに勾留の理由があれば勾留を認容している事案は全体の一割を占めていた。

必要性の判断について、経年的に判例を概観すると、罪証隠滅のおそれがある場合に必要性の判断をせずに勾留を認容していた事案は昭和40年以前の判例⁹⁹に散見された。一方、近年の判例¹⁰⁰では、罪証隠滅のおそれがあっても、そのおそれは「高度なものとはいえない」「それほど大きいとはいえない」「相当低い」「乏しい」など、罪証隠滅の程度について示したうえ必要性を判断し勾留を却下している。また、第1章で述べたとおり、2000年以降、特にこの1、2年の勾留却下率の上昇は著しく、このことは、勾留の可否判断において裁判官の司法審査が厳しくなり司法的抑制が機能する傾向に変化してきている状況を示していると考えられる。しかし、地域別の却下率を見た場合に、被疑事件の通常受理人員の比率に大差がないにもかかわらず、勾留却下率の格差が大きいことには疑問が残る。

勾留手続について、特別部会第25回会議において村木委員は「勾留手続というのは大量の人がバスと一緒に裁判所に連れていかれて、ベルトコンベヤー式に勾留質問を受けました。私の記憶では裁判官の面前にいた時間というのは、多分、1、2分だったと思います。何をしゃべればいいかわからないので口ごもっていると、裁判官からは、非常に親切に、あなたはこういう事実はないと言っているんですねと聞いてもらったので、私が、そうですと言い、否認の趣旨を上手に裁判官が文書にしてくれて、それにサインしました。ほかのことはなにも聞かれていないんです。その後、起訴後、同じ事件で逮捕された4人のうちで自白をした3人はすぐ保釈され、私だけがずっと勾留が続きました¹⁰¹。」と説明している。これがすべての事案で該当するとは思わないが、このような勾留質問が実際に行われているのも現実であり、とすれば、勾留手続において被疑者の権利や人権保障を論じる以前の問題ではないだろうか。勾留手続の迅速性も重要であるが、裁判官の前にやっと引致された被疑者の主張を聴く機会としての勾留手続の在り方が再考されなければならないと考える。

4 評価対象判例の概観

分析の評価対象とした判例115件を概観すると、昭和30年代は被疑

者の供述態度や捜査の必要性から罪証隠滅があるとして勾留を認容している判例¹⁰²がみられたが、昭和40年代では黙秘を理由に罪証隠滅のおそれを肯定できないとした判例や、捜査上の取調べを目的とする勾留は許されないとした事案など、刑事訴訟法の法意に鑑み罪証隠滅のおそれを厳格に判断していたように思われる。たとえば、労働組合の組合員である被疑者らが解雇処分の撤回を要求して会社管理者に対し行った暴力行為等処罰に関する法律違反被疑事件において「黙秘し続けている以上証拠の収集は期待できないことは明らかであるから捜査上殆ど期待できないとみられる点に関して罪証隠滅のおそれありとして被疑者を勾留することは正当な勾留理由とはなし得ない¹⁰³。」とした事案、また労働組合員が仲間と共に謀して行った詐欺被疑事件では「被疑者らが黙秘の態度を固く保っている点と睨み合わせると、被疑者を勾留することによって検察官の考えているような取調べにどの程度の期待をおけるかははなはだ疑わしい。これ以上この事件の背景的事実の実態を見極める必要があるからといって被疑者等を勾留することは許されない。この程度のこの捜査のために、被疑者を勾留するということは、罪証隠滅のおそれを勾留理由に掲げている法律の趣旨を不当に拡大する結果になりはしないであろうか。いいかえると強制捜査の許される限界を厳しく規制している刑訴法の精神からいって、右に述べた程度の証拠保全の必要性ははまだ勾留を認める理由とすることはできない¹⁰⁴。」とした事案、学生による無届の集団示威運動などに伴う集団暴行被疑事件において、「事案の性質上、本件各被疑者はもとより、それ以外の関係者から得られる供述にも限度があると思われ、結局既に収集された証拠を含めて認められる外形的な事実、情况等から右の諸点をも確定してゆかざるを得ないと考えられる。検察官が起訴不起訴の処分をするため今後証拠を収集するにあたり、本件被疑者を勾留しておかなければ、そのため罪証を隠滅されて適正な証拠の収集に支障をおよぼすものとは、とうてい認められない¹⁰⁵。」などの事案において罪証隠滅のおそれはないとして勾留を却下している。

近年は、罪証隠滅のおそれがあるとしつつも被疑者が被る個人的事情である不利益を考慮した上で、より柔軟にその必要性を判断し、勾留を却下しているように思われる。

なお、評価対象判例ではないが、選択過程において黙秘権という被疑者の権利行使について理解が不足しているのではないかと思われた判例があった。それは、強姦致傷被告事件¹⁰⁶において被害者の供述の信用

性が乏しく無罪とされた事案であるが、その説示のなかで裁判官は「被告人が本件により 170 日余に渡って身柄を拘束された上、勾留中に健康を害し保釈後現在に至るまで完全には健康を回復していないなど多大の苦痛を蒙ったことはまことに気の毒であったというほかない。しかし、被告人が本件告訴を受け辛酸を舐めたのは身からでた錆と言われても仕方ないであろう。そして、このように起訴され、長期の裁判を受けたについては、被告人の捜査段階での黙秘等が大きな一因になっているのである。」としている。

最後に、弁護人の立場から勾留の裁判における裁判官へのメッセージとして準抗告理由書の中で述べられていた事案¹⁰⁷があり、本稿の研究の目的に照らし感銘を受けたので以下のとおり掲載することとしたい。

「われわれ市民が求める裁判官は、裁かれる立場にある者、自由を剥奪される立場にある者のことを思いやり、共感することのできる人間的感性豊かな人物である。そして法の精神を体現し、何者にも屈せず、それを実現できる独立の強い法律家である。準抗告審の裁判官におかれては、ただ検察官のいいなりになるのではなく、少しは捜査の実態というものに思いを巡らせ、学者の見解にも耳を傾けて、人類の多年にわたる努力の成果を無にするような判断をなさらないことを祈るものである。」

おわりに

刑事訴訟法はアメリカ法的思想を背景に制定され「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障」を手続として全うしながら（適正手続の保障）、「事案の真相を明らかにする」目的の遂行（実体的真実主義）を根本趣旨とすることを、その第 1 条において宣言している。適正手続と実体的真実主義という価値の対立の存在は、運用上その衡量・調和を図るべきであるとされているものの、困難な場合が多い。田宮博士は、「むしろ、真実の発見と手続的保障のほどよい調和の感覚こそが法のいのちというべきものであり、「それにもかかわらず、両者の矛盾衝突が容易に調和点を見出しえないときは、手続法定の原則を優先させることこそ、近代的な思惟の必然的な帰結であるというべきであろう¹⁰⁸」と言及されている。

本稿では、被疑者勾留の要件における罪証隠滅のおそれの判断について、統計的推論により判例の判断基準を明確にしたうえで、考察を行っ

た。判例は、捜査の進展のため捜査機関の証拠収集状況を考慮し罪証隠滅のおそれを判断しており、それは刑事訴訟法の理念たる適正手続と相対立すると考えられる。すなわち、現実の運用においてその価値の対立は存在している。

しかし、逮捕・勾留などの捜査手続すべてにおいて、どうすれば被疑者の人権を護りながら事案の真相を解明して犯人を検挙することができるのか。それは、捜査機関が被疑者の黙秘権や弁護人との接見交通権の保障を脅かすことなく、また任意性や信用性に疑問を生じるような取調べを行うことがないよう十分に留意しなければならないという、捜査官個人の自覚に委ねられているのが現状としかいえず、職務に忠実であろうとすればするだけ容易なことではない。そのことは、勾留の可否判断を行う裁判官にとっても同様ではないだろうか。

被疑者・被告人の身体拘束の在り方については、特別部会第18回会議の「基本構想（部会長試案）¹⁰⁹」において身体拘束に係る適正な運用を担保するため大別して二つの提案がなされた。第一の提案は現行法上、被疑者を勾留するか、在宅のまま捜査するかという選択肢しかないことが安易に身体拘束をする運用の原因となっているとして「勾留と在宅の間の中間的な処分を設ける」こと、第二の提案は、身体拘束の運用の適正を確保するとともに国民に分かりやすいという観点から、これに関するルールをできる限り明確なものとするため「被疑者・被告人の身体拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定を設ける」ことである。これらの提案は、その採否も含めた具体的な検討を行うこととなり、「作業分科会における検討結果（制度設計に関するたたき台）」としてそれぞれ二つの案¹¹⁰が併記されるかたちで特別部会第23回会議に提示されている。しかし、第26回会議で示された事務当局試案¹¹¹では、第一の提案である中間処分の提案自体が見送られている。その理由については「想定される対象者の範囲や取調べへの出頭義務の有無など、制度の根幹となる部分について意見の隔たりが依然として非常に大きく、中間処分を制度化することは困難であると思われましたことから、『試案』におきましては、その制度案を記載しておりません¹¹²。」と説明されただけであった。また、第二の提案については「身体拘束に関する判断の在り方についての確認的な規定を設けるものとする。」にとどまり、それは「現在の運用について特定の事実認識を前提としない確認的な規定とする¹¹³」と説明されている。指針規定につい

て、第 29 回会議に提示された審議結果の取りまとめ案では「裁量保釈の判断に当たっての考慮事情を明記する¹¹⁴。」とされ、それは第 30 回会議でも踏襲されることとなった¹¹⁵。

結局、勾留と在宅の間の中間的処分の創設が、取調べへの過度の依存からの脱却と証拠収集手段の適正化・多様化の方策のひとつとして提案されたにもかかわらず、実現することはなかった。制度が変わらないのであれば、現実の運用が適正かつ健全に行われなければ刑事訴訟法の理念を実現することは難しく、勾留の可否判断においても客観的で明確な判断基準が求められるのではないだろうか。

勾留の裁判においては、例えば、勾留の理由の判断においては、まず客観的な判断基準によりある程度標準化して判断する。それは、裁判官の判断が画一的な判断であることを要求するものではなく、判断基準の客観性・透明性を担保するためである。その後、必要性の判断においては、裁判官による勾留質問手続をより充実させ、被疑者・被告人、あるいは弁護人と対面し、その主張を聴いたうえで総合的な勾留の可否判断を行うことができれば、勾留判断の迅速性を満たしつつ、地域の格差、裁判官個人の格差を是正した判断が可能となり、適正かつ健全な運用に寄与できるのではないかと考えるが、なお今後の検討課題としたい。

- 1 最高裁第一小法廷決定平成 26 年 11 月 17 日判時 2245 号 124 頁
- 2 三井誠ほか編『新基本法コンメンタル刑事訴訟法 [第 3 版]』（日本評論社、2018 年）251 頁 [石井隆]
- 3 多田辰也「被疑者勾留の理由と必要性」井田良＝川出敏裕＝高橋則夫ほか編椎橋隆幸先生古稀記念『新時代の刑事法学』（信山社、2016 年）111 頁
- 4 水谷規男「勾留の必要性判断における罪証隠滅の現実的可能性の考慮」新・判例解説 Watch 刑事訴訟法 No. 1/217 頁、同『未決拘禁とその代替処分』（日本評論社、2017 年）38 頁
- 5 葛野尋之『未決拘禁法と人権』（現代人文社、2012 年）43 頁
- 6 葛野・前掲注 (5) 28 頁
- 7 被疑者勾留が認められるためには、その前提として、適法な逮捕が先行していること及び勾留請求までの時間制限の遵守が必要であり、それらの要件が充足されてのち、60 条 1 項各号の勾留の理由について判断されることとなる。
- 8 何を勾留の必要性とするかについて、見解がわかれており、勾留の必要性は、相当性を含む概念であるとする見解（福井厚『刑事訴訟法講義（第 5 版）』法律文化社、2012 年 120 頁）や、犯罪の嫌疑を勾留の理由、60 条 1 項各号を勾留の必要性、必要性を相当性とする見解（斎藤司「刑事訴訟法の思考プロセス」法学セミナー、2016 年 /12 No. 743、113 頁）等があるが、本稿では通説の見解（田

被疑者勾留の要件に関する一考察

- 宮裕『刑事訴訟法（新版）』有斐閣1996年83頁）にたち、犯罪の嫌疑と60条1項各号を合わせて勾留の理由とし、相当性があれば勾留の必要性があると判断することを勾留の必要性として整理する。
- 9 野間洋之介「勾留の必要性」判例タイムズ296号（1973年）148頁、武林仁美「勾留の必要性」高麗邦彦＝芦澤政治編『令状に関する理論と実務（1）（別冊判例タイムズ34号）』（2012年）120頁
 - 10 武林・前掲注（9）120頁
 - 11 三井・前掲注（2）100頁〔戸茱左近＝菅原暁〕、増尾崇「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」高麗邦彦＝芦澤政治編『令状に関する理論と実務（1）（別冊判例タイムズ34号）』（2012年）108頁、大阪地決昭和38年4月27日下刑集5巻3＝4号444頁
 - 12 増尾・前掲注（11）108頁
 - 13 安藤範樹「勾留請求に対する判断の在り方について」刑事法ジャーナル40号（2014年）13頁、増尾・前掲注（11）108頁
 - 14 三井・前掲注（2）103頁〔河原俊也〕
 - 15 平成28年5月の刑事訴訟法の一部改正（平成28年法律第54号）により、「勾留状が発せられている」すべての被疑者が被疑者国選弁護制度の対象とされるとともに、弁護人の選任に係る事項の教示に関する規定が新たに設けられた。
 - 16 運用状況を2000年以降としたのは、刑事訴訟法が1949年に施行されてから約70年を経過しているが、これまで大きな改正は1953年の一部改正があげられる程度にとどまっていた。しかし、2000年以降、2004年、2010年、2011年、2016年と部分改正が相次ぎ、また2000年には犯罪被害者保護関連二法、2004年には裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が成立するなど法整備がなされ、刑事訴訟法を取り巻く環境が活性化したので、逮捕・勾留の運用状況も2000年以降に焦点を絞ることとした。
 - 17 平成12年版から平成29年版犯罪白書「検察庁既済事件の身柄状況（第2編第2章第2節2-2-2-1表）」より掲出
 - 18 平成12年から平成29年司法統計年報「刑事雑事件の種類別新受人員－全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所」より掲出
 - 19 三井・前掲注（2）270頁〔北蘭信孝〕
 - 20 平成12年から平成29年司法統計年報「令状事件の結果区分及び令状の種類別既済人員－全裁判所及び全高等・地方・簡易裁判所」より掲出
 - 21 平成18年から平成29年法務省検察統計年報「最高検、高検及び地検管内別既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員」より掲出
 - 22 平成29年法務省検察統計年報「最高裁、高裁及び地検管内別 罪名別被疑事件の通常受理、起訴、起訴猶予及び家庭裁判所送致の人員」より掲出
 - 23 安藤・前掲注（13）11頁以下、梶山太郎「勾留・保釈の運用－裁判の立場から－」刑事法ジャーナル52号（2017年）21頁以下
 - 24 田岡直博「勾留・保釈の運用－弁護の立場から－」刑事法ジャーナル52号（2017年）37頁以下
 - 25 この決定の評釈として、高倉新喜「判批」法学セミナー721号（2015年）116頁、前田雅英「判批」捜査研究769号（2015年）66頁、福島至「判批」法律時

- 報 88 卷 1 号 (2016 年) 119 頁など
- 26 京都地決平成 26 年 11 月 7 日 LEX/DB 文献番号 25505087
- 27 最高裁は、本決定後も成年後見人の業務上横領被疑事件について「罪証隠滅の現実的可能性の程度が高いとはいえない」として勾留の必要性を否定し、勾留請求を却下した原々審の判断を是認した。(最二小決平成 27 年 10 月 22 日裁時 1638 号 2 頁)
- 28 なお、本決定については、「『罪証隠滅の現実的可能性の程度』が低いならば、『勾留の必要性』ではなくて『勾留の理由』を検討する段階で、本件には 60 条 1 項 2 号に該当しないことを明確にするべきではなかったか」との指摘がある。(高倉・前掲注 (25)) 同様な指摘として、福島・前掲注 (25)、水谷・前掲注 (4)。
- 29 福田雅章『日本社会文化構造と人権』(明石書店、2002 年) 165 頁以下
- 30 杉原泰雄「弁護士抜き裁判」特例法案 法学セミナー 287 号 (1979 年) 114 頁
- 31 杉原泰雄「刑罰権の実体的限界」芦部信喜『憲法Ⅲ人権 (2)』(有斐閣大学双書、1981 年) 269 頁
- 32 平野龍一『捜査と人権 [刑事法研究第 3 巻]』(有斐閣、1981 年) 47 頁
- 33 三井誠「人身の自由と刑事手続」ジュリスト 1192 号 (2001 年) 132 頁
- 34 最高裁大法廷決定平成 11 年 3 月 24 日民集 53 巻 3 号 514 頁
- 35 被疑者取調べに関する国際人権法を含む国際文書として、① 1948 年に国連総会で採択された「世界人権宣言」。恣意的な逮捕・拘禁の禁止 (9 条) や被告人が無罪推定を受ける権利をもつことが謳われている。(11 条) これを受けて② 1966 年に採択され日本も 1979 年に批准している国際条約「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (通称 B 規約)」がある。その 9 条で恣意的な逮捕・抑留の禁止 (1 項)、逮捕後速やかに司法官憲の面前に引致され妥当な期間内に裁判を受ける権利または釈放される権利が保障されるべきこと (3 項) を規定している。NGO や国際学会の決議に属するものとしては③国際法曹委員会の「デリー宣言」(1959 年) や国際刑法学会の「ハンブルグ大会決議」(1977 年) がある。
- 36 福田・前掲注 (29) 273 頁以下、宇藤崇「国際人権保障と刑事手続」ジュリスト 1148 号 (1999 年) 208 頁
- 37 村井敏邦「無罪推定原則の意義」光藤景皎先生古稀祝賀論文集編集委員会編『光藤景皎先生古稀祝賀記念論文集 上巻』(成文堂、2001 年) 1 頁以下
- 38 松尾浩也『刑事訴訟法 (上) 新版』(弘文堂、1999 年) 227 頁、川出敏裕「無罪の推定」法学教室 268 号 (2003 年) 34 頁
- 39 村井・前掲注 (37)、豊嶋七絵「未決拘禁は何のためにあるか」刑事立法研究会編『代用監獄・拘置所改革のゆくえ』(現代人文社、2005 年) 2 頁以下、水谷・前掲注 (4)『未決拘禁とその代替処分』5 頁、葛野・前掲注 (5) 序章 25 頁等
- 40 松尾・前掲注 (38) 227 頁
- 41 川出・前掲注 (38) 34 頁
- 42 身体不拘束の原則においても、身体拘束回避のため、代替処分を主張する見解 (水谷・前掲注 39) や社会的援助の提供を主張する見解 (葛野・前掲注 5) 等帰結は分かれる。
- 43 後藤昭「被疑者・被告人の法的地位」ジュリスト増刊刑事訴訟法の争点 6 (2013 年) 42 頁、松倉治代「供述拒否権の告知時期に関する一考察—ドイツにおける

被疑者勾留の要件に関する一考察

- 「被疑者」概念をめぐる議論を手がかりに―山口厚＝井田良他『浅田和茂先生古稀祝賀論文集（下巻）』（成文堂、2016年）67頁以下
- 44 東京高判昭和49年10月2日判時771号92頁
- 45 名古屋地判平成26年8月28日判時2274号15頁
- 46 後藤・前掲注（43）、米山耕二「被疑者と被告人の法的地位の差異」ジュリスト増刊刑事訴訟法の争点（新版）（1991年）30頁
- 47 米山・前掲注（46）
- 48 平野・前掲注（32）67頁以下、緑大輔「捜査構造論」川崎英明＝葛野尋之編『リーディングス刑事訴訟法』（法律文化社、2016年）85頁以下
- 49 身体拘束中の被疑者の取調べ受忍義務については、学説上争いがある。取調べ受忍義務否定説として、平野龍一『刑事訴訟法』（有斐閣、1958年）106頁以下、田宮裕『刑事訴訟法（新版）』（有斐閣、1996年）132頁以下、酒巻匡「逮捕・勾留中の被疑者の取調べ受忍義務」ジュリスト増刊刑事訴訟法の争点（新版）（1991年）56頁以下等。なお、判例・前掲注（34）は「捜査権を行使するためには、身体を拘束して被疑者を取り調べる必要が生ずることもあるが、憲法はこのような取調べを否定するものではない。」としている。
- 50 後藤・前掲注（43）
- 51 逮捕・勾留の目的に被疑者取調べも含まれる見解として、団藤重光『條解刑事訴訟法（上）』（弘文堂、1950年）365頁、青柳文雄他編『注釈刑事訴訟法第2巻』（立花書房、1976年）90頁〔吉田淳一〕等
- 52 松尾浩也監修『条解刑事訴訟法第4版』（弘文堂、2009年）144頁、田宮裕『刑事訴訟法Ⅰ』（有斐閣、1975年）217頁
- 53 大淵敏和「未決勾留について」『植村立郎判事退官記念論文集 第2巻第2編実践編』（立花書房、2012年）6頁
- 54 最高裁第一小法廷決定昭和25年3月30日 刑集4巻3号457頁
- 55 三井・前掲注（2）358頁〔馬渡香津子〕
- 56 豊崎・前掲注（39）2頁以下
- 57 緑大輔「逮捕・勾留の目的と意見陳述保障」水谷規男＝上田信太郎編『刑事法における人権の諸相 福田雅章先生古稀祝賀論文集』（成文堂、2010年）380頁
- 58 平野・前掲注（32）23頁、豊崎・前掲注（39）12頁、後藤昭「未決拘禁の基本問題」福井厚編『未決拘禁の課題と展望』（日本評論社、2009年）4頁
- 59 青柳・前掲注（51）120頁〔藤永幸治〕
- 60 稲田伸夫「被疑者の取調べ―検察の立場から」三井誠ほか編『新刑事手続Ⅰ』（悠々社、2002年）198頁
- 61 Daniel H. Foote「日米比較刑事司法の講義を振り返って」ジュリスト1148号（1999年）165頁以下。教授は「アメリカでは、有罪になって刑務所に入れられた服役者の話をきいても、その大半には反省の態度が見られなかった。私が話した服役者たちは、自分が刑務所に入れられたのは悪いことをしたからではなく、お金がないから優秀な弁護士を雇えなかったからにすぎない、と言っていた。日本では、子供の場合でも、成人の場合でも、人間は改善更生できる、という信念がある。」と同論文で指摘している。
- 62 前掲注（54）

- 63 後藤・前掲注 (58) 3 頁
- 64 川出・前掲注 (38) 34 頁
- 65 最高裁第二小法廷判決平成 14 年 6 月 5 日判時 1786 号 160 頁
- 66 松尾浩也監修『条解刑事訴訟法〔第 4 版〕』（弘文堂、2009 年）148 頁以下、増尾・前掲注 (11) 108 頁以下、安藤・前掲注 (13) 11 頁以下、梶山・前掲注 (23) 21 頁以下
- 67 安藤・前掲注 (13) 14 頁
- 68 増尾・前掲注 (11) 109 頁
- 69 増尾・前掲注 (11) 109 頁
- 70 松尾・前掲注 (66) 148 頁
- 71 松尾・前掲注 (66) 149 頁、増尾・前掲注 (11) 109 頁
- 72 松尾・前掲注 (66) 149 頁、増尾・前掲注 (11) 110 頁、梶山・前掲注 (23) 24 頁
- 73 増尾・前掲注 (11) 110 頁
- 74 松尾・前掲注 (66) 150 頁
- 75 増尾・前掲注 (11) 110 頁
- 76 オッズ比及び χ^2 値の算出は、中垣晴雄監修『生活習慣病予防・調査票づくり』（東山書房、2004 年）添付のオッズ比計算ソフトを利用した。なお、算出されたオッズ比の信頼区間は 95%、また χ^2 値の危険率はいずれも 0.1% 以下であった。
- 77 非供述証拠への影響がある場合で罪証隠滅のおそれがない、と判断した判例は 0 件であったため、オッズ比及び χ^2 値は算出されなかった。このことは、非供述証拠への影響がある場合には、すべて罪証隠滅のおそれがあると判例は判断したことになる。
- 78 田宮裕『刑事訴訟法とデュープロセス』（有斐閣、1983 年）147 頁
- 79 前掲注 (78)
- 80 前掲注 (78)
- 81 水谷・前掲注 (4)「勾留の必要性判断における罪証隠滅の現実的可能性の考慮」219 頁
- 82 萩原静夫「否認（黙秘）と『罪証隠滅のおそれ』」司法研修所論集 79 号（1987 年）331 頁
- 83 葛野尋之『刑事司法改革と刑事弁護』（現代人文社、2016 年）171 頁
- 84 豊田健「黙秘権の行使と勾留の理由、必要性」判例タイムズ 296 号（1973 年）154 頁
- 85 笠井治「被疑者の取調べー弁護の立場から」三井・前掲注 (60) 206 頁
- 86 稲田・前掲注 (60) 195 頁
- 87 稲田・前掲注 (60) 193 頁
- 88 浦和地判平成 2 年 10 月 12 日判時 1376 号 24 頁 本件では自白調書の証拠能力を欠き違法な別件逮捕・勾留であると判示された。
- 89 福岡高判平成 5 年 3 月 18 日判時 1489 号 159 頁 本件では、不起訴の約束という利益誘導による捜査方法は許容されないとして、自白調書の証拠能力を否定している。
- 90 郵便料金不正事件：大阪地決平成 22 年 9 月 10 日判例タイムズ 1379 号 309 頁

被疑者勾留の要件に関する一考察

大阪地裁は、虚偽有印公文書作成・同行使罪に問われた元厚生労働省局長村木厚子被告に、無罪判決を言い渡し、大阪地検は控訴を断念。本件に関し、大阪地検の主任検察官が本件の重要な証拠物であるフロッピーディスクのデータを改竄した上、その事実を知った大阪地検特捜部長及び特捜副部長がこれを隠避したという前代未聞の事実が判明し、最高検察庁は主任検察官を証拠隠滅罪に、特捜部長及び特捜副部長を犯人隠避罪によりそれぞれ逮捕した事案。

- 91 志布志事件：鹿児島地決平成19年2月23日判例タイムズ1313号285頁 平成15年4月施行の鹿児島県議会議員選挙に係る公職選挙法違反事件において、鹿児島地裁は被告人12人全員に無罪判決を言い渡し、確定。同事案の捜査において鹿児島県志布志警察での任意取調べ中に踏み絵ならぬ踏み字を行うという取調べ行為が問題となった。
- 92 氷見事件：富山地裁高岡支部決平成19年10月10日LLI/DB 文献番号L06250309 富山県氷見市内で平成14年に発生した強姦事件で逮捕・起訴され同年12月12日に懲役3年の実刑判決が確定した元被告人が既に服役を終えた後に真犯人が判明し、平成19年10月10日に再審無罪判決が言い渡され確定した。
- 93 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会第25回会議議事録17頁、村木委員の意見 (<http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14-00065.html>)
- 94 武林・前掲注(9)121頁
- 95 野間・前掲注(9)148頁
- 96 武林・前掲注(9)121頁
- 97 安藤・前掲注(13)13頁
- 98 罪証隠滅のおそれの有無と勾留の必要性についてクロス集計したところ、罪証隠滅のおそれがあると判断された事案のうち、必要性ありとされた事案は33件(41.3%)、必要性なしとされた事案は39件(48.8%)、必要性について判断していなかった事案が8件(10.0%)であった。
- 99 秋田地裁大館支部決昭和40年7月15日下刑集7巻7号1536頁、札幌地決昭和36年3月3日下刑集3巻3-4号385頁、徳島地決昭和34年11月9日下刑集1巻11号2525頁、熊本地決昭和34年1月22日下刑集1巻1号254頁、札幌地決昭和33年9月15日第一審刑事裁判例集1巻9号1637頁、和歌山地決昭和33年9月2日第一審刑事裁判例集1巻9号1604頁 等
- 100 大阪地決平成30年4月22日文献番号LEX/DB25560277、名古屋地決平成28年2月17日LEX/DB文献番号25548011、京都地決平成28年1月23日LEX/DB文献番号25541879、東京地決平成27年5月1日LLI/DB文献番号L0703139、名古屋地決平成27年3月16日LEX/DB文献番号25548004 等
- 101 前掲注(93)17頁、村木委員の意見
- 102 前掲注(99)札幌地決昭和33年9月15日、徳島地決昭和34年11月9日、札幌地決昭和36年3月3日
- 103 金沢地決昭和40年2月15日下刑集7巻2号256頁
- 104 札幌地決昭和40年2月15日下刑集7巻2号256頁
- 105 東京地決昭和43年9月12日判時534号89頁
- 106 東京地決平成6年12月16日判時1562号141頁

- 107 浦和地決平成 13 年 4 月 27 日 LEX/DB 文献番号 25450718 本件は脅迫被疑事件においてなされた勾留の裁判に対する準抗告審で、弁護人萩原猛氏によるものである。
- 108 田宮・前掲注 (49) 7 頁
- 109 特別部会第 18 回会議配布資料「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想(部会長試案)」(<http://www.moj.go.jp/content/000106595.pdf>)
- 110 中間処分制度の創設における 2 案として、中間処分の除外事由を設ける案 (A 案) と除外事由を設けない案 (B 案) が、また、指針規定における 2 案として、否認及び黙秘の取扱いに関する留意事項について、身体拘束の判断にあたり被疑者・被告人が否認していることを不当に重視するようなことは避けるべきであるという案 (A 案) と複数の案を対置させた案 (B 案)、身体拘束の必要性判断に関する留意事項について、現行法での勾留の必要性に関する判断の在り方を要件として明記すべきであるとする案 (A 案) とできる限り身体拘束を避けるべきであるという案 (B 案) がそれぞれ提案されている。
- 111 <http://www.moj.go.jp/content/000122699.pdf>
- 112 特別部会第 26 回会議議事録 (<http://www.moj.go.jp/content/000125788.pdf>) 7 頁
- 113 前掲注 (112) 7 頁
- 114 <http://www.moj.go.jp/content/000124901.pdf>
- 115 なお、第 30 回会議において「新たな刑事司法制度の構築についての調査結果(案)」が全会一致で取りまとめられた後、法務大臣に答申され平成 28 年 5 月 24 日第 190 回国会において刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第 189 回国会閣法第 42 号)が可決成立、6 月 3 日に公布されている。(平成 28 年法律第 54 号)本法律は、裁量保釈の判断における考慮事情の明確化のほかに、取調べの録音・録画制度の導入、合意制度等の導入、通信傍受対象事件範囲の拡大と新たな傍受の実施方法の導入、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大、証拠制度の拡充、犯罪被害者等及び証人を保護するための措置などを含み、その施行により捜査や公判の在り方が大きく変わる事となった。

